

第五十回 参議院日韓条約等特別委員会公聴会會議録第一号

昭和四十年十二月一日(水曜日)
午前十時三十三分開会

委員の異動

十二月一日

辞任

高橋雄之助君

補欠選任

八田 一朗君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

寺尾 豊君

大谷藤之助君

久保 勘一君

草葉 隆圓君

長谷川 仁君

松野 孝一君

亀田 得治君

藤田 進君

森 元治郎君

二宮 文造君

委員

井川 伊平君

植木 光教君

梶原 茂嘉君

木内 四郎君

黒木 利克君

近藤英一郎君

笹森 順造君

杉原 荒太君

園田 清光君

田村 賢作君

中村喜四郎君

八田 一朗君

日高 広為君

廣瀬 久忠君

政府委員

法務政務次官

外務省条約局長

事務局側

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

会 社 役 員 宮崎 喜義君

本日の会議に付した案件

○日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条一の漁業に関する水域の設定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二條の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(寺尾豊君) ただいまから日韓条約等特別委員会公聴会を開会いたします。

本日は、日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるの件、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条一の漁業に関する水域の設定に関する法律案、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二條の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案

以上四案件につきまして、八名の公述人の方から御意見を伺います。

公述人の方々には、お忙しい場合にもかかわらず御出席くださりまして、ありがとうございます。

まず第一の点については、十月の十日の「朝日ジャーナル」に、私がこの日韓基本条約の一つの側面である軍事的な側面、これについて問題を提起したことがあります。で、これについて衆議院の日韓特別委員会、十月二十七日の会議で、佐藤首

なお、高野雄一公述人につきましては、御都合により午後御出席されることになっておりますので、その点御了承を願いたいと思います。

それでは、まず藤島宇内公述人にお願いたします。

○公述人(藤島宇内君) 私は問題を二つの点に限って公述をしたいと思つております。第一の点は、日韓基本条約の持つてゐる軍事的な性格がまだ十分に討論されていないのではないかという点、第二の点は、政府が日韓友好の基礎であると言つてゐるその態度が、まだ十分に友好と言ひ得るほど完成されていない、また今後の態度としても十分に友好的な態度がとられていないのではないかというこの二点です。

まず第一の点については、十月の十日の「朝日ジャーナル」に、私がこの日韓基本条約の一つの側面である軍事的な側面、これについて問題を提起したことがあります。で、これについて衆議院の日韓特別委員会、十月二十七日の会議で、佐藤首

揮下に入るわけですが、この場合は、当然そう
いう国連決議に基づいて行動する国連軍というこ
とになりますから、日本は事前協議というものは、
これはもうなきにひとしいものになります。
なげなれば、日本はすでにそういう国連の決議に
は賛成しているからです。で、そういうふうにし
て、安保条約第六条あるいは吉田・アチソン交換
公文などに基いて在日米軍が出動しますと、で
は日本の立場はどうなるか。この場合には安保条
約第五條が発動される。これは安保国会のときに
林法制局長官も明快に御答弁されているところ
で、自衛権が発動されるわけですが、つまり、日本
が報復攻撃を受ける危険が出てきますから、当然
日本は自衛権を発動できる。この場合は憲法第九
条違反ではないというところは、鳩山内閣以来歴代
の政府が明確に述べてきたところですが、それから
その場合の自衛権の発動の範囲ですけれども、こ
れがどういうふうになるか、これについても安保
国会のときに林法制局長官は、国連決議、国連軍と
いうようなことになるならば、自衛隊が敵国の領
土、領海あるいは領空、そういうところまで行っ
て敵基地をたたくことも、これは海外派兵ではな
いという意味の答弁をしているわけですが、これに
ついては衆議院の特別委員会でも石橋政嗣議員が、
一番最後のところで追及されたわけですが、これ
に対して佐藤首相はこういふふうにお答えになっ
ております。「あなた、法律的な議論をお聞きに
なりましたも、これじゃなかなか満足されぬのか
知りませんが、それよりも、私も、実際問題とし
ていかにこういふ場合に処理するかということが
政治家として一番大事なことなんです。という
ふうにおっしゃっているわけですが、そうします
と、問題は単なる政治家の態度というものに解消
されてしましますわけです、永久性あるいは恒久性
を持った歯どめ措置にはならないのではないかと
いうふうに思われるわけですが、もしこういふ問題
点を十分政府が反論できないという場合には、当
然これに対して国会は歯どめになるような措置を
講ずるべきであるというふうには私は思います。す

でに福岡県で、博多埠頭を米軍専用埠頭にしてい
しという申し入れが最近在日米軍からあったそ
うですが、それに対して福岡市議会は超党派で反
対決議をしています。なぜならば、博多港はすで
に朝鮮戦争以来今日に至るまで韓国に軍需物資を
送っている港だからです。そういう切実な問題が
目の前にあるときには、日本の国民は、あるいは
政界は、超党派で歯どめの措置を講ずることがで
きるわけですが、もしいまあげましたような問題点
が、十分に討論して究明反論し切れないならば、
これに対してどうか歯どめの措置を講じていただ
きたい、それが国会の国民に対する義務ではない
かというふうに思います。

それから第二点ですが、第二点は、基本条約第
二条にかかわる問題です。これは衆議院では石橋
政嗣議員、参議院では公明党の黒柳明議員が今回
それぞれ質問されたわけですが、この旧条約とい
うものが、日本の軍事的脅迫というふうなもので
締結されたものではないかという質問に対して、
佐藤首相は繰り返し、これは対等な立場で自由な
意思で締結されたんだというところをおっしゃっ
ています。しかし、外務省に保管されている
あるいは国会図書館に保管されている歴史文書に
よりますと、伊藤博文の韓国皇帝に対する面談の
報告書あるいは韓国の閣僚に対する訓明の報告
書、こういったものを見ましても、明らかにこれ
は脅迫によつて結ばれている。それから朝鮮を植
民地化したあと、全国にわたつて独立運動が
起こつています。これに対して日本は軍隊を
もつて弾圧を加えて非常にたくさんの人を殺して
いるわけですが、それから、その独立運動に対して
もこれを治安維持法などにひっかけまして非常に
たくさんの人を逮捕している。どれくらいの人か
命を捨てたかはかり知れないようなものがある。
そうしますと、これは決して対等に自由な結ばれ
たものとは言いがたい。文部大臣は黒柳委員の質
問に答へられて、国連の植民地解放宣言に照らし
て朝鮮民族の独立運動は正当であつたというふう
な答弁をなさいました。これは非常に正しい見解

だというふうに思う。ところが、実際にそれでは
文部省あたりで考えられている朝鮮民族の独立運
動に対する考え方はどうかといふますと、これ
がどうも反目的なものだといふような扱い方を
している。それではその文部大臣の正当な見解
と相反することを文部省がやっているというこ
とになります。これは日本の次の時代を背負う
国民の思想の問題であり、またそういう植民地
解放宣言にせつかく日本は賛成投票している。
この場合アメリカは賛成投票していません。
にもかかわらず、日本が賛成投票しているとい
う日本の立場の正当性というものをみずから侵害し
てしまふことになるんじゃないか。もし佐藤首相
がそういうふうに対等な立場で自由に締結された
というところをずっと主張されていくということに
なりますと、これがやはりこの請求権問題にもか
かわつてまいります。社会党の横路節雄議員が、衆
議院で質問できなかった問題を「朝日ジャーナル」
の十一月二十八日号に、「封じられたわたしの日
韓質問」というので出しておられますけれども、
その中に「対日請求八項目」というのが出ておりま
す。その請求権八項目の中の第五項の3、4、この
中に、第二次大戦中の「被徴用韓国人未収金とい
うのがあります。これは軍人軍属を含むわけですが、
それから、「戦争による被徴用者の被害に対する
補償」、つまり戦争中に強制連行されてきた六十
万余りの在日朝鮮人、この人たちに對する補償と
いう問題が含まれております。この請求権に對す
るこういう補償問題というものは、韓国政府が資
料をそろえられないからというふうには政府はおつ
しゃつておりますけれども、こういう軍人軍属の
問題とか、あるいは強制連行されてきておし
て日本の炭鉱やら土建工事で奴隷労働させられた人
たちに対する補償というものは韓国には資料がな
い。これは、日本政府も資料がな
し、提出しなければならぬ資料であります。そ
れから、文部大臣が朝鮮民族の独立運動が正当で
あるとおっしゃつたわけですが、それなら
ば、日本の教科書などもそういうようなことが

ちゃんとお出するようにならうに編さんをしていただき
たいし、また、在日朝鮮人が教育を行なつておりま
すが、これを、その中に民族独立の運動が書いて
あるから反目的だといふようなことを言うような
文部官僚、こういうものの考え方を正していただ
かなければならないというふうに思います。そ
ういったような請求権の問題、あるいは思想的な
問題、こういうものがすべてなおざりになつ
て、ほとんどまともに討論が行なわれていない。
また答弁も行なわれていないといふことは、將
来の日韓友好、日韓民族と朝鮮民族との末長い友
好といふことを考えた場合には、非常にそこから
複雑な、また深刻な問題が発生するのではない
かといふふうに思われるわけですが、その点で十分な
反省が行なわれるような決議なりなんなり、そ
ういったものをやはり国会できちんとやつていた
く、そうしなければ、この日韓条約というものが
持つている危険性というものがやはり防げないの
ではないかといふふうに思うわけですが、

以上二つの問題点が終わります。(拍手)
○委員長(寺尾豊君) ありがとうございます。
○委員長(寺尾豊君) 次に、大平善悟公述人にお
願ひ申し上げます。

○公述人(大平善悟君) ただいま批准の同意を求
めるために国会の審議にかつております日韓
諸条約というものは、終戦以来のいろいろな国際
関係のワタががあります。さらに十四年間の長い交
渉の積み重ねがあるばかりでなく、特異な韓国の
事情が反映しているものでございまして、これら
の事実上の国際要因を抜きにいたしましては、簡
単にこの条約の法的性格を理解することができな
いといふことを申し上げておきたいのでありま
す。条約の条文が複雑多岐にわたつていて、い
わゆる要約を考へてみますと、それが複雑微妙であ
りまして、これらの事情を照らし合はせると、実は
条約に若干の不合理な欠点がないとは言えないの
であります。しかし、それは事実関係の反映で

三

あると思うのです。したがって、この段階におきまして、日韓国交の正常化を行なうとするならば、まずこの辺の条件で折り合ったものだと考えるのが適当ではないかと考えるのであります。したがって、日韓諸条約はこのままの姿において批准の同意がなえられてよからうと考えるものであります。また、かりに条約の締結の時期をおくらせまして、しかし、そのために韓国の事情、特に心理的な異常な過熱状態が簡単に変更するとは考えられないのでございまして、今後かなりの期間を置きまして交渉をしたとしても、現在の条文と大きな趣を異にするような協定ができるとは考えられないのであります。はっきりした協定がほしいということはもちろんのことでございますが、早急にはそこまで煮詰めることができないというならば、むしろこの際日韓の新しい時代をつくるために国交の窓を開き、広く文化、経済の交流を盛んにするというのがより兩國のためによろしいではないかと考えられます。単にすっきりしただけで動きのとれないような条約であつてよいかどうか、この点も問題であります。よくしさいに吟味いたしますと、条約そのものは、私は日韓關係の本をつくりまして、条文を校正してよく読んだのでありますが、それはど悪いものではない。いろいろ条約を批判される向きがありますが、それはむしろ条約そのものの欠点ではない面があつて、この条約を取り巻くところの一種のムード、あるいは政治的な環境がそうさしていると思うのであります。今後運営によりまして十分氣をつけて行動をするならばそれでよろしいのであつて、条約それ自体というものはむしろそのまゝの姿でよろしいと言つてもよいと思ひます。潮どきというものは、踏み切りというものが何でも大切でございます。国会はすみやかに条約を批准され、關係法案を成立させていただきたいと考えるものであります。

そもそも条約の締結にあたりましては、國家の意思は二段階に発表をされるのであります。第一は条約の調印のときであり、第二は条約の批准の

ときでございまして、最初の条約の調印にあたりましては、外交権を有するところの政府当局が詳細に条約の条文を吟味いたしましてそれを作成し、妥結しました内容を調印によつて確定するわけでありまして、あとの批准の場合には、調印によつて内容が確定しましたその条約に對しまして、もちろんこの条約の個々の条文の検討はするでありまして、そのときは國家の考え方というものは大局的な政治的判断を行なうわけでありまして、条約を全体として見て成立せしめるべきか否かを決定するのであります。したがつて、この際におきましては、条約事項の徹底的な考察にももちろん大切でありますけれども、それ以上にナショナル・インタレストの立場からこの条約を批准すべきか否かを決断すべきものでありまして、巨視的な政治的判断が必要であると考えられるのであります。二國間の条約の批准の場合には、この条約に事情の変更もしくは内容の重大なる瑕疵が発見され、相当な理由があるとされるのではない限りは、批准を拒否するということは國際信義に反するものであります。日韓條約という相手があるものでありまして、いろいろな前に申したような行き方があり、いろいろな背景がからみ合つておるのであります。私は條約そのものがそれほど悪いとは思ひませんが、また完全であるとも考えられないのであります。改善の條約としてとりつばなものである。二國間の條約は雙方利害が對立するものでありまして、このような場合におきましては、最善なる條約を願ふということはおかしくて、しばしば悪い結果を生むのではないだろうか。まあ戦争に勝つたというような場合の條約とは全く趣を異にするのであり、過去の關係を清算すると、終戦處理というより意味が多分に入つておるところの條約でございまして、したがつて、英語の格言で、ザ・ベスト・イズ・ズィ・エネミー・オブ・ザ・グッド、最善を願ふばそれは善の敵となる。そういう格言がございまして、改善を望むということは、條約批准の場合にわれわれがとるべき態度ではないかと思ふのであります。で、今日日韓條約を批判する人は、やや觀念

的、ムード的な完全主義者ではないか、あるいはまた偏向したイデオロギストではないかとさえ私は考えるものであります。一方で観念的な理想像を描いておられて、これに合わないければ條約は間違つておると考へておるような人があつておるやうであります。さらに他方では、どこかの國の聲明をそのままオウム返しにして、北鮮を敵視する條約であるというやうな立場でものを言つておる人もあるやうに思ひます。戦争と侵略の條約は反對である、まあそういうふうな言つておるやうであります。しかし、條約の批准をするかしないかという論理は、現実的に國際關係を直視し、わが國のナショナル・インタレストを基準にいたしまして、他國の發言によりまして右顧左眄するやうなことなく、わが國の利益とする道を斷固として選択する、そういうことが好ましいと考へるものであります。

私は、條約の問題点三つ、反對論がこれに對してあるわけでありまして、まあこの反對論に對する批判を含めまして、これから内容を検討したいのであります。

第一は、朝鮮の分裂國家の点を取り上げます。南北統一まで交渉を延期せよ、今日の條約では統一を阻害し、分裂を固定化する欠点がある、こういう非難があるわけでありまして、しかし、南北統一にはたしていつ實現するであらうか、この統一がすすんでもできるというならば、それまで日韓條約の締結を延ばすということも意味があらうか、そういうことはなかりと思ひます。分裂されたところの朝鮮の現状は、分裂した世界のシンボルでありまして、日本人やまた朝鮮人だけの力でこの問題を解決することができるようなことではございませぬ。これはきびしい世界的な現実でございまして、確かに統一というものは朝鮮人にあり、また世界の平和にとつて望ましい理想でありまして、わが國の悲願も実は現地に、韓國に参りましていろいろ事情を聞きますと、とてもそれはできやうもない。實現不可能である。心の違つた人とは一緒に手をとることができないというやうな

話も聞いてまいつております。そこで、南北の兩政府を同時に承認するといふやうなことも考へられるわけでありまして、これは法律的にも政治的にも不可能である。そうすると、現存するところの二つの政府といふもののうちから一つを選ぶといふことになるのであります。これが自然の道でございまして、で、南鮮は歴史的にも地理的にもわが國と密接な關係がある。現在貿易も南と北では南のほうが密接である。また、南と交渉するならば懸案も大かた解決する、こういうふうな考えますと、私は南鮮を選択したという政府の態度はそれでよからうと思ふのであります。そこで、これを唯一合法の政府と基本條約の第三條がうたつておるわけでありまして、しかし、この唯一合法の政府と考へるということが、國連決議にもあるとおりでございまして、一体、承認といふものは、事實關係を承認する、その確認した上におきまして承認といふ法律的效果を生ぜしめるところのものでございまして、したがつて、事實關係といふものをまず最初に認識する、これが管轄權の問題でありまして、第三條のやうな日本の立場といふものは、事實關係、すなわち、有効に三十八度線、まあ休戰協定線以南を支配しているという事實を認識しておる、その上に立つたところの日本の承認でございまして、これは政府の承認でございまして、それは、私は、條約論、承認論の立場から見まして、政府の解釈といふものは正しいと思ひます。憲法第三條によりまして朝鮮半島全体に對する支配權を要求しておる、そういう立場をとつておられますので、日本がそれを認めたかどうかという点が問題でございまして、私は、承認といふものは單独行為といふものが本質でございまして、から、日本政府の意思を優先的に考へるべきだと思ひます。したがつて、全体のそういう管轄權を向こうが要求しているといふことを日本が認めたといふふうにはならないし、それをするためには、向こうがもつと明白なる条文を用意すべきであつたと、こゝ考へるものでございまして、考へて

みますと、国会の審議というものは、先ほど申しましたように、大局的な政治的判断をするところとございまして、国際法上の学説や学理を決定するところではないのでございまして。したがって、こまかいところの議論を展開することによってむしろ日本国家の外交的な不利益を招くのではないかと、むしろ、韓国の実情というものをわれわれは頭に置いて、不要のせんさくをする必要はないんではないかと、こういうふうに私は考えておるのでございまして。ただし、北に對しましては、法律上の承認を行なうことができないにいたしましても、事実上の承認というように今後貿易その他の交際を続けるということは、国際法上できるばかりでなく、政治的にも十分努力をすべきであらうと考へます。

第二には、軍事的な面でございます。これは、直接的な軍事協力が漸次に進められまして北東アジア条約体制（NEATO）というふうなものがその内容を一そう充実するであらうというふうな議論が展開されておるものであります。しかし、私は、これは条約論といたしましては荒唐無稽の推測論である、日韓条約は軍事同盟ではないとばかり申し上げます。何となれば、軍事同盟条約というものは、軍事的な援助義務が具体的に約束されておる、その援助義務の発生要件を定めるところの条項を含まなければならないからであります。そういうふうな軍事的な援助義務を負っているような条項は、この日韓条約のどこにもございせん。逆に、合意されましておるこの議事録の中には、日本が供与するところの生産物は武器及び弾薬を含まないものであるというふうに意見の一致を見えております。また、請求権の協定第一条におきましては、「供与及び貸付けは、大韓民国の経済の発展に役立つものでなければならぬ」、こういうふうな規定しておるのではありません。この点は、日本側が十分に注意して、条約を作成した当局の苦心も出ておるところと私は拝見しておるのであります。基本条約の前文及び第四条にあるところの国連条項というものを抜き

出しまして、これが軍事的なおにがするといふに考へる向きもあるわけでありまして。しかしながら、日本は、国連軍となつたところのアメリカ軍について軍事協力をする義務を負つておるけれども、国連軍になつたところの韓国にあるところの韓国軍に軍事的な義務を負う、そういうことではないのであります。国連の決議が生きてゐるから、その決議に従つて日本は韓国軍に對して軍事的な援助をしなければならぬというふうな、そういう議論があらはれるが、それは全く国際法からいいますれば可能性のない、いわば条約論になつていないものであります。総会の決議というものには単なる勧告であり、日本は韓国軍を法的に援助する義務というものはないし、これは全く一種の飾り文句でありまして、日ソ共同宣言にも出てゐるようなそういう条文でございまして。

第三に、日韓条約はその条文の意義がいまいである、したがって、国家の意思がない、あつてもその基礎は脆弱だといふような議論があるものであります。しかしながら、条約の意味がいろいろ解釈されるというものは、これは間々あることであります。今度の場合には、先ほど申しましたように、實際上の關係といふものがあつて、それを反映してあいまが少し多いような点もありまゝするけれども、しかし、關係国の外務当局が条約であるとして作成しましたところの文書は条約であるとして考へて作りましたところの文書は条約である。しかも、その間に意思の合致といふものはつきりと出ておる。よく条文を讀むならば、それはどのあいまいさはないと私は考へるものでございまして。國民に對する説明が食い違つてゐるから國民の間に理解がないだらう、こういうふうな批判もあるのですが、私はよくいろいろな人の意見を聞きまゝすると、日韓の間は善隣友好を増したい、仲よくしたい、これが日本人の一般の國民の真情でございまして。そういう考へを基礎にして今度の日韓条約ができてゐると私は考へる。したがつて、國民を抜いたところの外交と条約、そういうものではない、そう考へるものでございまして。

最後に、私は、日韓条約の積極的な面、それは、李ラインを事実上賦せまして安全操業ができるようになった、これが第一。第二には、善隣友好の關係を確立して、アジア開発外交の第一歩をこにつくるモデルケースになるものであり、日本民族のやるべき使命として十分にこれに値し、また、これをやり抜かなければならぬ、これが第二点。第三点は、何と申しまして、歴史上古い、仲のよい關係にありまして、この日韓の間、文化、経済的な交流を盛んにして、よりよき隣人となつて今後アジアの安定に資したいと考へるものであります。

最後に、隣が騒がしいといふことは、決して日本の平和には貢獻しないのであります。朝鮮の安定をはかり、日韓の友好をアジア平和の基礎にしたいと考へるものであります。（拍手）

○委員長（寺尾君） ありがとうございます。

○委員長（寺尾君） 次は、曾村保信公述人をお願いいたします。

○公述人（曾村保信君） まず、冒頭に申し上げますが、私は、本日は、条約の内容について特に批判をいたそうとは思ひません。むしろ、外交評論家としての立場から政府の外交姿勢といふものに中心を置いて批判をしてまいりたいと思ひます。

私は、衆議院の本会議が始まりました以前の時期におきましては、日韓条約はむしろ早期に批准すべきであるといふ見解をとつたのであります。これは、私なり、日本を取り囲む國際情勢の判断からしてそう考へておつたわけでありまして、ところが、衆議院本会議の冒頭の権名外務大臣の外交演説を聞きまして、そのとき非常な私の心配にとらわれたことでありまして、それを率直に申し上げまして、私は、あたかもその際にかつての大東亞戦争の開戦の前夜のような錯覚に一時とらわれたのであります。語感を通じて得た印象といふものはこれは消しがたいものでありまして、いかにしてそのような実感がきたのか。これは、当時からすでに日本の外交といふものが主体

性を失つておりました大東亞戦争の前夜において陸軍の横暴といふものはいやいや外交が追隨しておつたといふことだらうと思ひます。ところが、現在、そういう陸軍のような圧力団体が存在しない現状においては、何ゆゑにそういう横暴のような実感が起こるのだらうか、この点は非常に考へるべき問題であると思つておる次第であります。

冒頭に申し上げましたように、私は、日韓外交の樹立といふことに基本的に決して反対するものではないと考へてゐません。しかしながら、問題は、日本の國益上これが絶対に必要であるといふ政府の強い自信の態度が私の期待しておつたほど見受けられないといふ点に非常に失望を感じたわけでありまして、國際信義といふことを首肯は常々口に申されますが、國益を抜いた國際信義といふものは存在し得るかといふことであります。結局、われわれの國家として國連も存在しないわけでありまして、國連中心主義も持つてゐるわけでありまして、われわれはなにも國連と心中するために國連に入つておるのではない。國連は平和維持の機構である限りにおいてわれわれがそれをささえておるものであると、そういう強い自信がなくして國連中心主義を言うといふことは、これはいよいよ引き倒しであるといふことになると思ひます。その他、すべて、権名外務大臣の答弁を含めまして、政府側の答弁にはひいきの引き倒しの点があるに多過ぎて、私のように極力政府の立場に立つて考へようといふぎりぎりの努力をしておる者にすらやや失望を感ずるということがあまりにも今回多かつたわけでありまして。

それで、おそろくは、私をも含めまして、きょう出席せられた公述人の皆さんの大多数は、このような状況で日韓条約が成立した場合に、一体、その後はどうなるであらうか、その後予想されるトラブルを次々と政府は手きよくさばいていくことができるであらうか、そういう点に非常な心配を内心持つておられるのではないかと。私もまたにその一人でありまして、権名外務大臣の演説の中には、あまりにも社会党と劣らない程度の公

式論があるわけだ。いずれもまさきり劣れりと
言えないようなまことに公式主義と受け取られるわ
けです。たとえば、外務大臣のベトナム問題に対
する見解などにしても、私は特にそのいづれ
の側を支持するものではありませんけれども、し
かしながら、現在日本は北ベトナムと何も交戦し
ておるわけではないのです。したがって、その紛
争の解決を論じながら、ただ単に先方にばかり罪
をなすりつけるという論法は、これは決して穩当
ではないというふうに考えるわけでありまして、
何ゆえにわれわれはそれまでアメリカを支持しな
くてはならないかということに疑念を抱くわけ
あります。もちろん私も対米協調が日本の利益の
立場からしてこれは絶対に不可欠のものであると
いうことはかく信じております。これを否定す
る人は、まあ否定する人があつたれば、これは
常識人としてはどうも考えられないわけであ
るところが、現在の自民党の態度の中には、むしろ
この必要な対米協調までも破壊しているのではな
いかというふうな疑念を感じしめるものがある
わけです。もちろん、それに対して、対米協調だ
けではない、ほかの国ともすべて協調していくの
だとおっしゃるかもしれませんが、その点は、全
体の演説の内容等を見て、あまりにアメリカ弁護
の向きが強いということは、これはだれしもお感
じになるところではないかと思ひます。

で、今回のこの条約の目的は、はなはだけつこ
うであります。しかしながら、外交というものは
一種の技術である。技術のいかんによつては、い
たずらに国民を遠ざけてしまふということもあり
得るわけだ。方針はいかにりつぽであつても、
技術が拙劣であれば、本末転倒の結果を生みやす
いということでありまふ。

もともと、私は、対韓外交交渉というものは決
して容易なものだとは思つてはおりません。歴史
に徴しまして、朝鮮半島というところは非常にナ
ショナリズムの強いところでありまふ。これに対
してわれわれとしてわれわれの日本国民の立場か
らして万全の対策を講ずるということは非常に困

難であります。多少歴史的な先例を引用いたしま
すと、小村壽太郎外相が日露戦争の外交でさんざ
ん苦勞されたあげく、日韓併合という段取りに
なつたときに、内心非常に心配で、むしろ反対の気
持が強くあつたというのを私は小村さんの遺族
の方からお聞きしてありますが、まあ周囲の情勢
に押されてやむを得ず外務大臣としての職責上、
併合の方向に行つたということでありまふが、当
時、外交評論家の間では、非常に日韓併合に対す
る警戒論が強くあつたわけだ。理由は、私が先ほど
述べたようなことでありまふ。今回の、むしろ
併合ではないわけだ。さういふことが、善隣友好ある
いは平等の立場でということ、たとえ外交辭令
の上では申しましても、事実として、日本と韓国
では非常な国力の落差があるわけだ。それを單
なる押しつけでないというだけの説明では、少な
くとも日本議会の討議としてはこれは納得のでき
かねる点があるかと存じまふ。

私は、この日韓条約がかりにも成立しました
後に、次々とあとに生じ得べき外交案件というも
のをいまから予想しているわけでありまふが、お
そらくは、やや時期をおいて台湾問題が日程に登
場してくると思ひます。その際、一体現在の政府
与党は、これをどう取り扱われる御予定である
か。日韓条約に対する一般の信頼感がとくく自然
にわき上らないかということ、これはあまりに
も交渉の経過に利権臭ふんぶんなるものがあるか
らでありまふ。もし、台湾問題の場合にまた過
去の情案にとらわれて、ほんとうに台湾島人並び
に日本国民の利益というものを顧みない外交が行
なれた場合は、これはほんとうに今度こそわれ
われの命取りになりかねない。私は、しばしば台
湾人まあ本島人諸君から、一体日本はかつて台湾
を統治して、いいこともしたけれども、われわれ
を兵隊にも使つた、そういう過去の責任に対し
て、一体われわれをどうしてくれるのかという詰
問をしばしば受けております。一体、韓国々々と
いつて騒いでいるけれども、まず日本人の援助を
積極的に希望しておる台湾のめんどうを見てくれ

たつていいじゃないか。これは現在の政府与党の
立場からしますと、おそらくは、国民党政府と
いうものとの義理關係でなかなか率直にものが
言えないだらうとは思ひますが、しかしながら、
さういふ気持ちがあるというところは、これはく
でやうなければなりません。また、韓国以外で
も、われわれ日本人の積極的な協力を期待してい
るところがほかにもあるわけでありまふ。たとえ
ばインドネシアがさうであります。私は、韓国の
情勢の安定が決して悪いとは思ひません。しかし
ながら、自信のない場所に介入もし、は介入のき
みがあるとするれば、政治的介入を試みるよりは、
むしろわれわれの援助を期待しているところを優
先すべきであるというふうに考える次第でありま
す。たとえ、今回の条約が野党の反対のうちに成
立したとしても、その履行に当たつたのは、こ
れは野党を含めた全国民であります。で私が非難
いたしますのは、これが社会党あたりの反対論と
は全然趣旨が違ひまして、要するに、政府の積極
的にリードする姿勢が足りないというところであ
ります。つまりいたずらに野党に対する弁明にき
りきりとして、これを完全に説得するだけの熱
意が足りないということでありまふ。これは官僚
外交の弊害と申しますか、官僚行政の弊害と申
しますか、官僚主義にもいいところがありまふが、
現在の日本というものはとにかくそれではや
いけない面が出てきています。國民をむしろ積極的
にリードしていく、自然に盛り上がる力で外交を
行なっていくというふうにならなければ、われわ
れの日本の前途というものはお先まつ暗である
というふうに思ひます。これは同時に、野党に対
する批判、社会党に対する批判にもなるわけであ
ります。一体いまの点をどうお考えなのかという
ことであります。一体日韓条約が成立したから、あ
との履行をどうお考えなのかということでありま
す。要するに、日韓条約の批准をめぐる論争に
よつてわれわれの国内に大きな混乱を招くとい
うことは、われわれの期待するところではないわけ
であります。それだけに政府の責任というものは

きわめて重いわけでありまして、われわれがほん
とうに進もうと思ふとき、ほんとうに進むし
やうと思ふときは、むしろ一歩退いて身を守るとい
う姿勢が大切であると思ひます。たとえ軍事同盟
云々の野党側の追及に對しても、政府は一体いま
われわれは日本の万全の國防の体制をとつてお
るということをおなげ事実によつて示すことができ
ないかという点であります。どうしてさういふ自信
が持てないかという点を追及したいと思ひわけ
あります。その点さえ納得がいけば、國民は十分
についていけるものと思ひます。

以上、私が申しましたところがはたして反対論
になつてゐるかどうかということ、これは各
位の御了解にまかせまふ。では、終わります。
(拍手)

○委員長(寺尾豊君) ありがとうございます。

○委員長(寺尾豊君) 次は、久住忠男公述人にお
願ひいたします。

○公述人(久住忠男君) 拝見をいたしてあります
というところ、この特別委員会の審議が、この空気が
きわめて真剣であり、慎重審議をされるという
かまえて示しておられることを拝見しまして、國民
の一人として感激を新たにすることがございま
す。また、この機会に公述をする機会を得ました
ことを光榮に存するものでございまして。
私は、日韓条約と安全保障の問題を中心とし
て、意見を述べたいと思つております。
現実の外交というものはナショナル・インタレ
ストすなわち國益によつてその基礎を固むべきも
のであるということ、これは申し上げるまでもないと思
ひます。また、そのナショナル・インタレストとい
うものの最も中心をなすものが安全保障であ
る——中心をなす一つが安全保障という問題でな
ければならぬというところ、ここで申す必要の
ないほど重要な問題でございまして。外國と条約を
結ぶような場合には、それがその國の安全にどん
な影響を及ぼすかということ、これを慎重に審議しな
ければならないことは申すまでもございせん。今

とかいふ。たゞ軍備管理、軍縮といふた方向に向かうのが国際的な国際間の努力の方向でございます。すなわち、いまから新しく軍事同盟をふやすような、そりういったようなことは世界情勢に逆行することになるわけでございまして、現実性はきわめて少ないと言わなければなりません。さらに朝鮮の休戦ラインの状況を見ますと、日本から自衛隊が支援するために派遣されるような必要性はまづないと申し上げることが出来ます。この休戦ラインの長さは二百キロ余りでございますが、ドイツの国境線はその約二倍、四百五十キロでござい

ます。この長さのところへNATO側は西ドイツの十二個師団を中心といたしまして、合計二十五個師団を配置いたしております。それに比べて、韓国側は、前に申しましたように、韓国陸軍十八個師団と、アメリカ陸軍二個師団、合計二十個師団を第一線に配置しているのでございませう。すなわち朝鮮の休戦ラインは、ドイツの国境線に比しましてはるかに濃密な兵力配備になっております。客観的に見まして、その他の兵力をここに投入しなければならぬような状態ではないと申し上げることが出来ます。

また、極東の各地域の戦略的条件を比較検討してみますと、日本列島をなす四つの島、これは朝鮮半島とか台湾などよりははるかに大きな戦略的価値を持つておることがわかるのでございます。ここで申します戦略的価値と申しますのは、政治的、経済的、産業的な価値をも含めたものでございます。いまかりに、何かの事態でわが国の自衛隊を朝鮮半島のような海外に派兵をする必要があったとしたしますと、そのような事態のときには、当然のことながら、わが国の領土にも同じような軍事的脅威が加わる可能性があります。西太

平洋で最も重要な戰略要點をなす日本の防衛をなげうち、無理をしてまで朝鮮や台湾に派兵する必要は全然ないと申し上げることもできます。これらの地域は現在ひとしく自由圏に属しており、これを總合的に戰略的に判断しますと、わが国の防衛を十分にすることが、その周辺のいかな

帶道具など一切を一隻の和船に積みまして、玄海を越えて渡鮮いたしたのであります。そして、第一種移民として、全羅南道康津郡梨旨面中堂里という僻地に移住いたしました。当時は、日韓併合以来日なお浅く、対日感情は悪く、加うるに交通は不便にして、氣候風土、言語、風俗習慣全く異なるまことに悪条件重なり、生活は容易ではありません。これより先二十五年の義務年限を果たすには、いかがすべきかと全くとほうにくれたのであります。しかし、何とかして所期の目的を達しようとするい立ち、農事に専念しましたけれども、土地は極度にやせ、疲れ切つたる土地は容易に回復せず、肥料を施せども全く土地に吸収されて、土地つくりのみにて十年あまりくらはは収支償わなかったのであります。入植当時は、かの地の生活は、非常に向こうの人はゆつたりとしておりました。貨幣は、葉錢といつて一文錢のようなものを、なわやひも等に通してロバやチゲで運んでおつた次第でございます。戸籍等も、番地なんというものはなくて、何統何戸、税金などは、何負何束といつておつたのであります。土地の単位は斗落と呼びまして、一斗落は、種もみを苗しろに苗を仕立てまして一斗植えつける面積を表現していい、一斗三升落というものは、やはり一斗三升の植えつけをする場所でおります。そうして農業をやつてゐるうちに、大正五年の春、私の父の治三郎は、重病にて長わずらいをいたしまして、僻地なれば近所には医師もありませんで、いたしかたがなく四里半ぐらい離れた巖岩というところの内山医院に足を運びまして、朝は一番鳥ごろに起きて、まっ暗な道を月出山という険難な道の道を通つておつたのであります。そうしてそれは五日ごとに通ひまして半年もやつたのですが、父はかの地で大正五年の十一月十九日になくなつたのであります。この父のあとを引き継ぎまして、そして農事に専念して、向こうの人と一緒にゐまして、あるときは山に、あるときは野らに、農繁期などはお互いに手間がえをいたしましたし

を認めているのでございます。

また、条約第四条に「両締約国は、相互の關係において、國際連合憲章の原則を指針とするものとする。」(b)「両締約国は、その相互の福祉及び共通の利益を増進するに当たつて、國際連合憲章の原則に適合して協力するものとする。」と書いてあるのでございます。つまり相互の關係についての指針とするものでございまして、この点は非常な曲解が行なわれていゝと言わなくちゃなりません。

また、日韓条約は南北統一を妨げるとか、なぜ北朝鮮と交渉を持たないのかという議論も、実はもう批判し飽きました。朝鮮半島の南北統一は、少なくともその背後にあるアメリカと中共とが和解しない限り、とうてい実現しないのであります。南と北とは互いに相手をかいらい政權と呼んでおりますが、北は南を共產勢力圏に、南は北を自由陣営内に入れようとしておるのでありますから、そこに少しも妥協の余地がございませぬ。民主主義の原則によるならば、韓国側の言うように、自由な選挙を行ない、人口に比例して代表を選び、これによって新国会を構成し、かくして統一政府を樹立するのが一番妥当であると信じてますが、北朝鮮側があくまでこれに反対しておるのでございます。民族の統一は、われわれ日本人としても願わしいことではございますが、しかし、現在の情勢では、はたしていつの日にそれが具体化するか全く見当もつかないのであります。したがつて、統一の日までお隣りとの国交を開くことを差し控えろというより、見当のつかない先まで待つと言ふのは、まさしくこれは暴論と言わざるを得ない。日本は今度の条約で、またこれまで、北朝鮮にオースロティがあることを認めておりますが、しかし、北朝鮮の憲法では、日本人または親日分子の所有をすべて全人民、すなわち国家の所有として、いわば没収したり、親日分子を精神病者と同じく選挙権及び被選挙権を持つことができないような規定を設けておるのでございます。憲法上このような反日的な規

定を掲げておる國は世界のどこにもありません。北朝鮮は、また中共との軍事同盟を結ぶにあたり、この条約は、マルクス・レーニン主義とプロレタリア國際主義の原則に基づいて締結したと言つておるのでございまして、先方が日本を敵視しておるのでございます。

驚くべきことは、日本人でありながら、韓国に對する援助を經濟的帝國主義の侵略だと言つておる者があることではございませぬ。現在、日本にはいかなる形にせよ、他國に帝國主義的侵略を加えようと企てる者は一人もいないのでございませぬ。しかし、韓国には、日本から經濟協力を受ける結果、韓国の經濟がやがて日本の經濟に隸属することになりはしないかと気づかう向きがあることは事實でございませぬ。ところが、朴正熙大統領はこれに對してしばしば言つております。韓国民に對して主体性を持つ限り、韓国經濟が他國の經濟に隸属したり、他國から經濟侵略を受けるようなことがないと言つておるのでございませぬ。そうして、劣等感を捨て、被害意識を拭い去れ、主体性を持つておるのでございませぬ。また、ある一説には、アメリカの經濟協力が効果になかつたから、日本の經濟協力も無意義だろうと言ふ向きもありますが、問題は協力のしかたと協力の受け入れ方にあると。日本の經濟協力は、すべて日本の生産品及び日本人の役務で供与することになっておるのでございませぬ。しかも、その向け先については、韓国でも各界の人々を網羅する特別委員会を設けてガラス張りの中で定めることにしておられます。日本の委員会と合同委員会を開くことにもしておるのでございませぬ。アメリカの經濟協力の二の舞いを演ずるといふ意見は、このようなきことを知らない、あまりにも独断過激なものだと言わざるを得ないのでございませぬ。日本側として、くれぐれも成むべきことは、韓国側をして日本經濟が韓国經濟を支配するような心配を抱かせないよう、細心の注意を払ふことでありませぬ。それがために、西ドイツ、アメリカ、フランス、イタリアなどによるコンソーシアム方式を

も考えるべきだと思ひますが、さしあたり、日本側が過當競争をしたり、暗い陰の工作などを絶対にしないよう、つつしんでもらいたいものと思ひます。といつても、窓口を一本にせよという議論には反對でございませぬ。そのようなり方は、統制經濟の構想であり、不正腐敗はそのようなところに起りかねないからでございませぬ。

ともあれ、日本の經濟協力は、韓国經濟の發展に役立たせることであるという純真無難な方針をどこまでも一貫させてほしい。これによつて韓国二千八百万の人々の生活の安定をはかり、その水準を引き上げることに何ほどか寄与したいものと念願するのでございませぬ。韓国民現在の生活水準はたいへん低く、一人当たり年間平均所得九十ドルをこえないのでございませぬ。日本の一人当たりの平均所得は五百八十ドルといわれまゝですが、不景氣風が吹いても、とにかく互いにレジヤールを案じております。お隣りの人々——かつて兄弟として暮らしたお隣りの人々が、自分たちの六分の一にもならぬ低い所得の生活をしてゐることを知つては、できるだけの協力をするのが隣人としての情誼ではないかと考えるのでございませぬ。

ことに、韓国には現在失業者が二百五十万ないし三百万人もゐるといわれております。日本が供与するであろう原料、第一次加工原料、中小企業工場の補修材料、漁船、漁具、鉄道、港湾施設材料、あるいはダム建設資材などによつてこれらの失業者が仕事を与えられることになるわけではございませぬ。しかも、供与するもののすべてが日本の製品である以上、輸出がそれだけ増加することを意味することにもなるのでございませぬ。日本の中小企業もいま苦しい立場にあるといわれまゝですが、そうであればあるほど、この輸出が中小企業に何ほどの影響をもたらすことを見がすことができません。しかも、このようにして韓国二千八百万の人々の生活水準が引き上げられ、その結果として購買力が高まるならば、日本の對韓輸出がもっと増加することは申すまでもございませぬ。韓国は一昨年一億二千万ドル、昨年は五千万

ドル、本年は十月末ですでに一億ドル以上、より多く日本品を買つてゐるのでございませぬ。国交がまだ正常化せず、經濟協力が実施されない現在でもこのような状態ではございませぬから、經濟協力が始まつた後の日本經濟に對するはね返りは相當予期し得るものと存じます。これがすなわち互惠平等の原則による相互の福祉と繁榮をはかる道でありませぬ。しかるに、これに反對するのは、韓国をできるだけ弱体化し、二千八百万の人々を貧乏にあへさせておこうとするものでございませぬ。これこそ其國勢力の侵透を容易ならしめようとする策謀でなくて何でございませぬ。われわれは、かかる非人道的なる策謀を排する意味でも、日韓諸案件のすみやかなる可決を實現せられんことを切に希望せざるを得ないのでございませぬ。(拍手)

○委員長(寺尾豐君) ありがとうございます。

○委員長(寺尾豐君) 次は、高野雄一公述人をお願いいたします。

○公述人(高野雄一君) 私は、日韓条約に關してお呼び出しを受けて、ほぼ三つの点に分けながら意見を申し述べさせていただきますと思ひます。

一つは、日韓条約全体の問題、それから、その中で私が特に問題が一つ集中して含まれてゐると思はれる基本条約の問題、それから第三に、この日韓条約、特に基本条約の置かれてゐる背景、その基本条約をそれとともに考えなければならぬ背景というものをあわせて考えなくちゃならぬ。そういう点で、この条約の審議ということ、必ずしもその点に關して私の目から見ても十分ではなかつたように思はれますので、その点に關して意見を申し述べさせていただきますと思ひます。

日韓条約——基本条約並びに四つの協定あるいは交換公文がついておりますが、これらは漁業あるいは韓國人の法的地位、そういう問題についてある程度その実態の背景をなす一般的な条約と

か、国際法とか、あるいは海洋法条約とか、あるいは一般に国際法上外国人の地位といわれるものとしてあるわけですが、日韓の漁業条約あるいは法的地位その他いろいろ協定で、日本としてはそういう一般協定あるいは一般国際法よりある程度譲っているところがあるという事は、これは否定できないと思いますし、なおその間にあって、両方においてその解釈が不明確なところなどが多々残っているように思います。ただ、この条約の性格を考えますと、その点二つ考えられると思います。

一つは、植民地として長く支配していた国家が、そこから解放されて独立した国家と結ぶ条約である。確かにこれは戦勝国と戦敗国との間の条約ではないが、とにかく植民地支配をしていた国家が、解放されて独立を獲得した国家と結ぶ条約である。それが世界で植民地が解放されていくという大きな大勢の中で、日本としてもその植民地支配から独立する国家に対して、国家としても、それから税を納める国民としても、ある程度譲らなくてはならない、譲ってもしかるべきだという考え方は十分成り立つと思うのでございます。その点、この条約のもう一つの基本的な性格、分裂国家との間に結ばれた条約であるかどうかにかかわらず、とにかく日本としてはかつて外地、植民地として支配したところを、それを世界の大勢に従って独立させる。それにあたって相当程度譲るところもあつたという事は、その点においては根拠も考えられると思います。

ただ、もう一つの点、いま申しました、これは何と申しても現実の問題として分裂国家である、元来は朝鮮として日本は解放し、独立を認めるたてまえであつたのが、そのとおりにはいかないで、現実存在するのきびしくそれが二つに分かれていて、その分裂した一つの国家としての韓国というものが相手になって結ぶ条約である。そうしてそれは、南北の朝鮮にしましても、その南北朝鮮を含むところの世界の力の対立にしましても、とにかく力対決している、そういう状態に

置かれている国家、軍事的に対立する二つの世界、その中核が米ソであるか米中であるか、その動きはありますが、アジアにおいてその先端に立つ形になっている国家であり、その一方の国家との間の条約であるという性格を持つこともこれは否定できないと思います。その際、そしてこの条約がそういう国家との間に、分裂した国家との間に、実務的な必要を満たすために結ぶ条約、それを南朝鮮と結ぶ、あるいはそれを南並びに北と結ぶというような場合と違ひまして、その韓国との間に政治的に基本的な結合関係を持つ、そういう条約の性格を片方で持つて、第二の性格はそうだとすることが否定できないと思います。したがって、この条約、いろいろな協定にある問題も、国際法を背景として植民地から独立する国家ということにして、それが肯定される場合においても、他方においてそこからいろいろ出てくる問題は、この条約はそういう分裂国家との間に結ばれているということから、法的地位の問題にしても、あるいは漁業とか請求権の問題にしても、単なる独立した国家とともとの国家が結ぶ以外の要素を持つた問題がそこに伏在している。それがあつた意味で集中的に含まれているのが今度の条約の中では基本条約だといふことが言えると思います。そうして、これによつてともかく日本としては世界の政治的、軍事的な対立関係に深く問題を持つという一面も、これは正直に見て否定できないだろうと思ふのであります。それで、それだけにこの条約について、それが日韓兩國の間に、隣国との間に非常に特殊な関係があり、そうして非常な接

触があり、そうしてまた紛争も起きます。その国との関係において国交を正常化し、友好関係を樹立するといふ意味は確かに持つておりますが、しかしそのような性格の条約であるといふことは今日の現実のもとで否定できないだけに、そこでこの条約をどういふふうに対処するかといふことについて、日本としては、政府としても、あるいは与党、野党としても、この際、日本の政治、外交の基本的なあり方、あるいは世界平和、人類福祉

に対してどのように自覚し、責任をとるかということであらためてはつきりさせ、しつかりしたものをつかまないと、このような条約を結ぶということから、将来不可避的に何かに危険なものに日本もあるいは世界もそのほかに進んでいくことになるおそれがないとはいひ切れないうことを、このような条約の性格から一方においてはやはり伴っていると思ふのであります。

この条約がそういう状況のもとで非常な苦心の末結ばれた条約であるといふことは、これはその条約としては、隣国との間に国交を正常化し、それから友好関係を樹立するといふ点とともに評価しなくてはなりません。いまのような問題点がこの条約にはまつわつていないことが否定できない。それに対して、その点を少し突っ込んで考えながら、私どもとしてまあ考へ得るべき点を少し突っ込んでみたいと思ひます。

それで第二に、基本条約の問題を集中しました。基本条約に集中された問題の一つは管轄権の問題であらうかと思ひますが、もう一つは、それが国連の原則に基づいて平和と安全、あるいは国連の原則を指針として両国は協力するといふことになつておる点、これが第二だと思ひます。たとえば、かつて結んだ条約が無効になるといふようなこともだいたい問題になつたようでありますが、それはこの条約のむしろもう一つの性格、植民地支配国と植民地から独立した国との間に結ばれた条約であるといふことに関連して生ずる問題だと思ひます。より基本的に分裂国家との間に政治的結合関係を実現するといふ点においては、いまの管轄権の問題と、これから主としてその点を少し立ち入つてみたいと思ひます。

国連の原則によつて日韓兩國は協力するといふ点が二つの問題だと思ひます。ところで、その国連の原則によつて協力するといふことは、これは最近の二国間の地域的な協定に多く見られるのであります。必ずしも自由主義国家の間だけの問題ではない。ですから、その意味においては、もとよりこれが軍事的なものとは全然ないわけでありまして、ただそれが関連している点

において、この条約を考えるにあたって、どうしても日本として、あるいは日本人として考へておかなければならない、そうして覚悟しななければならない点があると思ひます。その点を少し触れてみたいと思ひます。と申しますのは、そのような政治的結合関係における日本並びに韓国がそれと韓国との間にどういふ関係に置かれているか。それは韓国との関係に關して申しますと、御承知のごとく、南北に分裂した。それがともかくも国連の決議を背景として韓国のほうが国連の承認を受けた形になつた。ところが、そのあと朝鮮戦争が起り、そこに国連軍が派遣されて戦つた。そうしてその侵略をとにかく撃退した。その後には、必ずしも十分目的を達したといふわけではなくて、国連軍は朝鮮において休戦関係に入つた。この休戦関係というのは、国連において承認された。しかし、一方韓国はこの休戦を承認しないと、そして北方に在るのは反乱軍であるといふ立場を堅持している。同時に、その年に日本の安保条約と同じような条約をアメリカとの間に結んだ。そうして北朝鮮との政治的、軍事的な対立を続けている。そうしてまた最近においては、ベトナムの戦争が激化する中で、ベトナムに軍隊を派遣する。それについて、国会の審議にもありましたが、国連軍の了解を得ているとか何とかいふような、そういうこともあるようでありまして、そういうような形で一方の韓国が国連といふものと関係している。日本の国連との関係と申しますと、これはサンフランシスコ条約で独立を得た後に、サンフランシスコ条約と同時に日米安保条約が結ばれ、サンフランシスコ条約が自由主義連合国とだけのものであつたのであります。その後日ソ間には共同宣言ができました。したが、中共との問題が今日なお未解決の問題として大きく残されている。同時に、サンフランシスコ条約と同時に結ばれた安保条約、これはものと新しいのとありますが、その特徴として、これはすべてのこのやういふ安全保障の条約に共通ではあ

りませんが、日本の場合の安保条約は、外国軍の基

地を認め、その駐留を認めるという形で、そういう条約はほかにありませんが、そうでない昔の日英同盟条約のようなものがあるわけですが、ともかくもこれは外国軍の基地駐留を認める。その外国軍が十数年、あるいは戦後から数えれば二十年日本に駐留し、基地を持っていくわけでありますが、そこにその条約の一つの特徴があり、またそこから問題が出てくる面も無視できない。それから、この条約には、御承知のように、吉田・アチソン交換公文というのがあります。先ほど朝鮮で戦い、その後休戦したという朝鮮国連軍に軍事基地を通じて日本は協力するということを約して、そしてそれが今日も生きていくわけであります。

それから第三に、この条約については、これはほかのこの種の条約には見られないものでありますけれども、日本の安全と同時に、極東の平和に關して米軍は日本の基地を使用して行動——もちろん戦闘行動も含むわけでありますが、行動することができるといふのが含まれている。これは旧条約にもあり、新条約にもそのまゝあります。新条約では、それに協定事項が交換公文で付せられた。こういう性格、内容を持った特徴を持った安保条約があり、それを通じて日本は国連、国連軍——朝鮮で戦った国連軍と現在なお關係を持っている。なお、その間日本としては、そういう關係において、新条約でも憲法の範囲内で協力するということを言っておりますが、その新安保条約の中では、その憲法そのものについて九条などをめぐって考え方はいろいろあるわけでありますが、ともかく警察予備隊、あるいは保安隊、自衛隊というふうに、その運用というか、解釈が動いてきた。そういう状況のもとで、日韓両国が先ほどのように政治的に結合し、そして国連原則によって協力する。これはやはり、ほかの条約に国連原則によって協力するといふのと、その背景との關係において違ふものと考えておかなきゃならない。日韓特有の、あるいはアジア特有の問題といふものを考えておかなきゃならないと思います。

第三に、そこで、いまの中に出てまいりました日米安保条約の中にある極東の平和事項並びに朝鮮国連軍といふものについてもう少しその点を分析してみたいと思います。御承知のように、旧条約の第一条あるいは新安保条約の第六条に、日本並びに極東の平和と安全を維持するために、米軍は日本の基地を使用し得る。そのために、もちろん戦闘行動を含む必要な行動をとれる。日本はそれによる軍事基地を提供して、軍事基地による協力をする義務を負うていくわけであります。元来、基地といふ問題、外国軍が長くいますと、ある程度それになれてしましますけれども、実は国際法から申しますと、これはなかなかいざという場合には問題があるわけございまして、従来の国際法で言えば、その基地を持つてゐる国が第三国と戦いが生じたという場合には、その基地を貸している国が、自分も第三国と宣戦布告して戦うという政治決定をするならば別でありまして戦うも、自分がその戦争には参加しないという場合には、その基地をその国が使用できないようにしておく義務が国際法上ある。あるいは基地を撤退してもらつとか、基地があつてもいいが、それを使用できないようにその力の範囲内である義務があるといふのが、国際法の基本的な従来の原則であります。この点、この条約は、国連の秩序ができてからは、必ずしも従来のような戦争と中立という考え方は違ひますが、しかし、国際連合ができた後に基本的な点にどういふ点が変つたかといへば、これは世界の、あるいは極東のでもよろしいと思いますが、平和と安全を維持するために加盟国として行動をとる場合には、これはいづゆる集団保障とか警察行動などと言われましますけれども、ともかくもこれは国連の意思、国連の決議、安保理事会ないしは総会の意思に基づいて集団的処置として行動をとるものである。そして、国連の決議を必ずしもまたないで、加盟国自体としては、武力攻撃に脅かされたといふ場合に、個別的あるいは集団的な自衛の行動、これは国連の決議をまたなくてもできるんだ、そういう体制になる。先ほどのような、今度

自分は軍隊を海外には出さないものであるけれども、しかし戦闘行動を含む第三国の行動について、軍事基地による軍事協力をするという場合に、今度は宣戦布告するかどうかの決定は必ずしも必要ないけれども、しかし国連の決議をまたずし、基地協力にせよ、そのような軍事協力をするといいことは、これはその国として、基地を持つてゐる日本として、個別的ないし集団的自衛といふ状態に置かれていくときに、その軍事的行動、軍事基地協力といふことが国連憲章上適法化される、そういうことに基本的になつていくといふことを考え、この日本の安保条約にだけある極東平和事項について考えておかなければならないと思ふんです。その点については確かに、新安保条約の交換公文で協定事項といふものがつづられました。両方は、特に戦闘行動に使う場合には、事前に協議をする。ただ、これは確かに一歩前進、改善であります。が、ただその本体は変わつてない。旧安保条約と新安保条約で、極東の平和のために米軍は戦闘行動を含むところの行動をとる非常に強い権能を持つてゐる。日本はそれに対応して軍事基地協力という形での軍事協力を義務を負うてゐる。これもすいぶんひどい義務だと思ひます。したがって、その点について事前協議といふことがついたことは前進でありますけれども、しかし国連憲章上は、この事前協議といふことが、交換公文で手続的なものとして、これが実際にどこまで働かせ得るかといふ、そういう技術的な問題に多分に依存し、基本的にその極東平和事項といふのがいまのような状況で残つておる。これは先ほどの点からいふと、国連の決議をまたなくして、たとえば自衛の場合でなくして、世界の、あるいは極東の平和と安全のために何か警察的な意味に行動しようといふときは、いかに日米の協議が円滑に整つても、これは国連憲章上、国連尊重の立場から言ふならば、日米の協議が整つても、これはそれに基づく安保条約上の行動はできないわけでありまして、これは国連憲章百三条という原則がありますが、そういうわけに

はいかない。ですから、ここはやはり問題は、その協議といふことだけでは片づかない。やはりその基本になるこの日米安保条約特有の極東平和事項といふことについて、しっかりと運用なり扱いといふものを日本の政治、外交の上に考えていかなくちゃならないといふふうに考えます。まあそれが日本の国連との関連につながる問題でありますから、その点が一つであります。それからもう一つ、第二に朝鮮国連軍の問題であります。これは一九五〇年、その当時、世界の対立がこの朝鮮戦争でピークに達し、その当時できた、米軍を主体とする——そのできたときにも、ソ連とかの棄権というより特殊事態が入つて安保理事会の決議が成立しました。で、その国連軍が、ともかくも朝鮮で侵略を撃退することに成功し、しかし、三年後に休戦を結んで、それが国連でも承認された。この朝鮮国連軍といふものは、その当時は世界がまづ二つに分かれたやうな状態、国連の活動も東と西といふふうに固定的に分かれた。その実態は、結果としてはアメリカ軍を中心とする同盟軍のやうな形になり、そしてその後、スエズとか、コンゴとか、キプロスとか、国連に、必ずしも東西の勢力だけに固定的に分かれない多数の国家が出てきて、政治も多局化する。それで、米ソとか米中といふ対決じゃなくて、国連の中に流動性、柔軟性が生じてくる。そこで、前の国連軍とは違ふやうな意味で、ある意味でより国連的な警察軍とか平和軍が動かせるやうになつたといふ、当時の状況の国連軍とはだいぶ性格が違つてゐるわけでありまして。ところで、その国連軍が休戦を結んだ後には、その後においても朝鮮国連軍がなおあるといふたてまえに立つてゐるのであります。しかし、これは考え方をしましては、休戦が成立した後は、国連としてはそれは曲がりなりにも軍事行動が行なわれたわけですが、国連としてのいづゆる憲章第七章の行動といふものはそのときをもって終つて、それからあとは一九五〇年以前の平和的解決の課題として、朝鮮問題が国連にか

かつて見なければならぬと思ふのであります。けれども、そういう戦う国連、米軍を中心として戦った国連軍がお生きているというたてまえを引き継ぎ認めるというたてまえに立っているわけであり、これはその十数年前の実態が、割れた世界を、相当問題となる決議を中心として同盟軍的な要素で戦い、ともかくもその役割りを果たしたのであります。まあ休戦後においては、国連としては平和的な国際調停的な活動をしなかならないときに、朝鮮問題に関しては、国連というものが、そのような国連軍というものとして存在することによって、非常に対立した力と結びついた形で存在する。国連というものが、そういう性格の国連軍を離れて、その後の相当柔軟性を持った国連として、平和的活動に、あるいはその平和の確立に進む、そういう機能を十分にアジアでは、朝鮮では発揮できない状態になっているというふうに見られるのであります。そして問題は、その後ベトナムという問題が起こり、これについても国連は出る幕を抑えられているようなかっこうになっている。それが、先ほど申しました、片方において安保条約の特有な極東条項というのがあります。極東の平和のために一応その米軍は戦闘行動を組んでいつでも出られる。一方において朝鮮の国連軍との決議はお生きているんだ。これが生きているということに、これから日韓両国の国連に基づく外交をやる場合に、国連がほんとうにこの国連主義、平和主義というもので極東において、朝鮮において活動する点について障害になる可能性も持っている。十分な国連の力を発揮できないおそれを持っているという点に関連して、安保条約がその極東の平和、あるいは極東という点で、朝鮮だけならば、あるいはその決議が生きているという点に従えば、いざという場合、朝鮮で問題が起れば、日本が軍事基地協力をするということが考えられる。しかし、極東と言っている。あるいはそうするとそれはベトナムも含むのではないか、そういう点について明確なあれがないわけであり、

現実のベトナム戦争、朝鮮軍の派遣その他から、そういうことがはつきりどこでけじめがつくかということは、どうもまだ国会のあれを聞いてもはつきりしていないように思ふ。そこで、結びといたしまして、九条を中心とする憲法の運用解釈、第二に、日米安保条約第六条の極東条項というのに関連しての運用解釈、それから朝鮮問題に關しての国連の活動、そういうことについて日本の政治並びに日本の外交としてのどのように平和主義を貫き、あるいは真の国連主義を貫くかということについて、ひとつここで具体的なプログラムを含み、一つの背骨を貫いたことが国会、政府、与党、野党を通じて相当明確にされることによって、先ほどの隣国との間に国交を正常化し、それから友好関係を樹立するという条約がその名目どおりに生きていくことが可能だと思ふますけれども、そういうことがいまいである。あるいはその行き方が必ずしもそういう立場に立っていない、やはり力を築いていけばいいし、こつちの主張に相手が屈服していくというふうなものもあれば残っている。これは、この条約の基盤にあるところの、ただいま申しましたような問題を点、非常に危険なほうに日韓の協力というものを巻き込んでいくという可能性が考えられる。そうしますと、やはりそういう点をひとつ政府あるいは与党、野党を通じてしっかりとしたものを出していただくというところが、自民党的、あるいは社会党その他を支持される国民以外に、そういう点について自分にはわからない、少し不安だと考へているけれどもどうもわからないという国民に向かつて、主としてそういう国民に向かつて、ひとつその点をなお一歩しっかりとすべきで、いいたがたい。そういうふうになればこの日韓条約が生きてくるのじゃないか、しかしそうでなければ、この日韓条約というものが相当やはり警戒していかなくてはならない要素を含む、そういうふうには考えなくてはならないのではないか、そういうふうには私は考へております。(拍手)

○委員長(寺尾豊君) ありがとうございます。

○委員長(寺尾豊君) 次に、宮崎喜義公述人をお願いいたします。

○公述人(宮崎喜義君) 日韓条約等に関する意見を申し述べます。

日韓両国は、御承知のとおり、地理的にも、歴史的にも、また文化的にも、きわめて近い隣国の国であります。かようなえにしの深い両国の間に善隣友好の親善関係を樹立することは、自然であり、当然のことだと思ふのであります。しかも、わが国は、平和条約が締結され、今日世界の多数の国々と国交を回復し、共存共栄の成果を築いておられます。にもかかわらず、日韓両国の国交で正常化されていないというところは、日韓両国民にとつてまことに不幸な状態と言わねばなりません。したがって、両国のこのような不自然な国交状態を正常化する日韓条約は、両国民の切なる願いであると思ふのであります。本条約は両国の平和と繁栄を目的とするものであることは、今日までの交渉の過程で言ひ尽くされていると考へます。したがって、第三国の干渉とか、両国親善関係以外の特別な要因があるとは思われません。しかも、世界外交史上まれに見る十四年の長きにわたつて交渉されております。両国の代表は互いに言うべきことを言ひ尽くし、尽くすべきを尽くし、いまや妥協のチャンスではないか。本条約のすみやかな締結を望むものであります。

この条約が両国間の請求権並びに経済協力の問題が解決される道を開いた意義はきわめて大きいと思ふのであります。有償無償、さらに民間ベースによる信用供与への期待、これらは単に請求権問題の最終的な解決のみならず、経済協力によつて韓国の経済発展と民生の安定に貢献するとともに、日韓両国の連带的な産業、経済、文化協力の基盤をつくる積極的な意義を認識しなければならぬと思ふのであります。しかしながら、一部反対論者の中には、この経済協力が韓国に対する

経済侵略に通ずると非難しております。しかし、日本が東南アジア諸国に対して賠償を行ない、経済協力をすでに実施してまいりました。世界各国ともに称賛と期待こそすれ、経済侵略などという批判はありません。なぜ韓国に供与する経済協力のみが経済侵略になるのか、私どもの了解に苦しむところであり、むしろわれわれは、日本国民は過去の朝鮮統治時代のことを深く反省して、韓国の経済自立と民生の安定に真に協力の熱意を示すならば、韓国の国民も、やがてわが国の経済成長の実績を積極的に活用して、韓国の経済的基盤の確立に挺身するならば、やがて両国の経済協力と分業関係が推進され、韓国の社会文化の向上、民生の安定をもたらす、両国の繁栄に大きな貢献をするものと信じて疑いません。

次に、李ラインと日本の安全保障について。漁業協定の成立によつて、特に李ラインの撤廃の意義を強調しなければならぬと思ふのであります。本協定は、交渉開始とともに、両国間にとつてきわめて重要な問題であつたと思ふのであります。日本側は、公海自由の原則に立って、李ラインの不当、違法性とその撤廃を強調しました。一方韓国は、百二十余万の漁民の生活権の保護を主張する。この対立は、協定成立の最大の障害であつたと思ふのであります。しかるに成立を見た、この漁業協定は一九六〇年のジュネーブ世界海洋法会議以後の国際通念に即して、両国の沿岸の基線より十二海里までの水域を専管水域と定め、韓国側の専管水域の外側に日韓共同規制水域を設け、この水域における漁業規制の方法において、公海自由の原則に基づき、いわゆる旗国主義が採用され、停船、臨検等の取り締まり、また裁判管轄権が漁船の属する国家によつてのみ行使されることになっております。

また、韓国側は、李ラインについて、国防上の李ラインの存在であるかのごとき発言をしております。しかしながら、友好関係を回復した際、両国の間に国防上の李ラインが存在するとは考えられないと思ふのであります。

また、李ラインを合法化している韓国の国内法は、条約等のごとき国家間の取りきめと国内法に相違がある場合、批准と同時に国内法は改正、あるいは廃止措置がとられなければならないと思うのであります。いずれにいたしましても、国内法が漁業協定に矛盾する限り、国際法優先の原則からして、協定の相手国たる日本に対して効力を持たないことは、明らかであると言わなければなりません。

かような観点から見ても、この漁業協定は、日韓双方の客観的妥当性の所産であつて、いささか譲歩し過ぎた感もなくはないと思ふ。要するにこの協定の成立によつて、日本漁船の韓国近海における安全操業が確保されたことは、本協定の積極的な意義と言わなければならないと思ふのであります。

南北朝鮮の平和共存。日韓条約の反対を唱える人々の中に、日韓条約は南北朝鮮の分割を固定化し、南北の統一を半永久的にすると非難しております。そもそも世界いずれの国を問わず、一民族単一国家の形態は、いずれの民族にも普遍的な共通の国家理念であることに異論はございません。

しかしながら、南北朝鮮の現実は、終戦当時の処理として、米ソ両国の分割占領によつて三十八度線を境とし分断されております。この二分化は戦後の米ソの冷戦により、なお一そう固定化を余儀なくされているのが今日の現状であります。ことに朝鮮戦争によつて、南北は仇敵の状態に立つて、同一民族でありながら、相反するきわめて悲惨な状態が今日の現状であります。朝鮮の統一

は、朝鮮民族の悲願であり、私も国民におきまして、統一成立の一日も早からんことを念願するものであります。けれども、これはすなわち、東西の冷戦が解消しない限り、その達成はきわめて困難である現実を、何人も認めざるを得ないのであります。

したがって、日韓条約を南北統一まで待つべきだと主張する反対意見は、いみじくも百年河清を待つにひとしく、日韓友好条約すべからずという

以外の何ものでもないと言わなければなりません。

しかもまた、反対論者の中には日韓条約のごとき非軍事条約の締結が南北統一を阻害すると反対しながら、北朝鮮がすでに締結しているソ連、中国との軍事同盟がなぜ南北統一を阻害すると言わないのか。けだし矛盾をはなだしいと言わなければなりません。

要するに南北朝鮮が今日の冷戦的な拘束から離脱する現実的にして最も合理的な方法は、南北朝鮮は同根同祖の民族であるという民族の誇りの自覚によつて、平等な共存連帯感をみずから樹立すること、すなわち具体的には一方の韓国自体が慢性的な経済危機を克服して民生の安定を企図することであると思ふのであります。また他方北朝鮮もその態度を是正し、南北統一問題の持つ国際性

に意義を見出すべきであると思ふのであります。しかしながら結局は米ソ中、この三国間の国際的合意の存在しない限り、いまの二分化を認めながら平和維持をする以外にないと思ふのであります。

したがって私も隣国の希望するところのゆえんのもは、日韓条約によつて韓国の経済建設、民生安定の急務にこたえることによつて、究極的には南北統一の実現に貢献することと確信する次第でございます。

要するに今日わが国がアジアにおいて積極的な平和と外国を展開することは、国民一般の要望であるのみならず、国際的客観情勢の自然的要請でもあるとするならば、ここに至つてちゅうちょなく日韓条約の締結をはかるべきだと念願する次第であります。

以上、私の意見といたします。(拍手)
○委員長(寺尾豊君) ありがとうございます。
以上で公述人各位の御意見御開陳は終わりました。
○委員長(寺尾豊君) これより公述人に対する質疑に入ります。御質疑のおありの方は、順次御発言願ひます。

○藤田進君 非常に貴重な御意見を賛否それぞれお寄せいただきましたが、私は若干の点についてお尋ねをいたしました。討論議論になるべくわたくしは、各会派委員の方々も、同じ問題でもし関連と

ばと私は希望いたします。
そこで第一にお伺いをいたしましたのは藤島さんについてでございますが、いずれの公述人の方々も時間がないので言い足りない点もあつたかと思ひますが、なかなか藤島さんの御公述を承つてみますと、かなり綿密にこの内容なりいろいろな面を調査されて、それぞれの時期あるいは数字を明らかにしての御開陳でございましたが、中でも政府答弁等については非常に詳しく速記録等をお調べになつておられることがわかりましたが、多くありました中で数点に止つてお伺いをいたしたいと思ひます。

その第一は、条約局長の国会答弁につきましてでございます。私どもの国会審議にあたりましては、実情をそのまま政府も率直に述べて、ほんとうに審議に実をなせたいという態度でござい

ますが、先ほどのお触れになりました御意見によりますと、もつと条約局長は客観的に答弁をし、事態の解明をすべきだと思ふのですが、お説によりますと、どうもその点に疑点を持つておられるように思われます。その点についてお答えをいた

したいと思います。
さらに、二問ずつまいりたいと思ひますが、佐藤総理のこの姿勢の問題についてであります。旧条約が対等であり、かつ自由な意思を持つてというふう

に答へられておられるというふうには御指摘になりましたが、その事実あるいはその間違ひという

にもあります。それはことしの八月の十一日の参議院の予算委員会ですが、社会党の稲葉誠一議員が在韓国連軍問題について質問されたのに対して、藤島条約局長は、在韓国連軍の指揮、監督権は国連にある、だから、これは国連が統制しているからだといふふうなことをおっしゃつたんです。しかしこれは完全な間違ひです。なぜならば在韓国連軍の指揮、監督権は一九五〇年の七月七日の安保理事会決議によつてアメリカ軍指令官にあるからです。国連には指揮、監督権がないと思ひます。もし国連に指揮、監督権があるとおっしゃるならば、その証拠を出していただきたいというふうに思ひます。

それからもう一つは、さつきも言いました点ですが、韓国軍が独自に国連軍から離れて韓国軍が行動に入つた場合には、これは休戦協定違反にならないんだということを私が申し込みに對して、藤島条約局長は国会答弁の中で、これは休戦協定違反になるんだということをおっしゃつたので

す。しかしこれも間違ひだと思ひます。なぜならば、さつき言いましたように、韓国軍司令官は朝鮮戦争の停戦協定に調印していません。そうしてそれが独自の権限を持つという場合には、これは停戦協定違反でなく、行動できると思ひます。

それからもう一つ。これは条約局長の御答弁とちよつとまた違ひなのですが、小坂議員のお話になつた中にもう一つ誤りが発見できます。それは第五回の国連総会の決議で、これは一九五〇年十月七日の決議というのですけれども、これによつて在韓国連軍が北進する場合に、国連はこれを無条件に認めておられる。だからあふないのだという

ふうには私が言ったのに対して、小坂委員は、そういう危険性はないのだというふうにおっしゃつた。ところが、この危険性を指摘しておられるのは、私ではないのです。これは自民党の藤島守之助議員のお話しになつたシャノン・マッキー

ンの「アメリカと朝鮮」という論文の中にちゃんと書いてあるのです。それから外務省で出しました「朝鮮事変の経緯」という本の中にもちゃんと書いて

てあります。それから外務省の外郭団体である日本国際問題研究所から出されておる田中直吉博士の「南北朝鮮の国際的地位」解説書という解説書の中にも、三十八度線突破決議というふうになんと明記してあるわけです。ですから私が言っておくことは、これはむしろ政府側あるいはアメリカ側の資料に基づいて言っておるのであって、それを反駁なさるつもりならば、そういう政府あるいはアメリカの見解を反駁しなければならぬという事なんです。こういう点に非常にあやふやな答弁がありましたということを重ねて申し上げるわけです。

それから佐藤総理の姿勢の件ですが、衆議院と参議院の特別委員会、二回にわたって佐藤首相は旧条約つまり朝鮮を植民地化した数十件の条約、協定あるいは条約議定書、そういうものは対等の立場で、自由な意思で締結されたという事を繰り返しておっしゃっておるわけです。しかし、これは外務省あるいは国会図書館にある資料によりますと、これは公明党あるいは社会党からも現在理事会で請求されておるようでありまして、外務省はこれをまだ特別委員会に出していないようであります。これをぜひ出していただいて、その実物について、はたしてほんとうに何等に自由な意思で締結されたかどうかという事を確かめていただきたいと思ひます。その実物なしに断定することは、これはよくないからです。そういう断定から何が生まれるかといひますと、これはいろいろな問題がありますが、たとえば植民地支配が自由な意思で何等な条件で結ばれたということになりますと、この植民地支配というものの対して朝鮮民族が抵抗したということがどうも不当であるといふふうな考え方がそこから出てきます。この考え方がこの日韓交渉の間では、日韓両政府の間で非常に問題になったといふふう聞いております。韓国政府の韓日会議白書によりますと、この点が国民感情に一番引つかかるのであるといふことを言っております。ですから、この点をはっきりいいたしませんと、日韓友好の思想的基礎という

ものが確立されないのです。そういうところから出てくる結果として、たとえば一九一九年の三・一独立運動のために昔植民地時代に投獄された朝鮮民族といふのは、これは何十万にも達するほどです。たとえば一九二〇年代初めの間島省虐殺事件といふのがあります。これも總督府の資料ではつきり出ておるはずで、さらに関東大震災の虐殺といふ問題もあります。また戦争中の朝鮮人強制連行といふ問題もあります。こういうものは、すべて日本の政府の資料として出せるはずのものです。そういうものが出されないといふことは、つまりそういう問題についての請求権というものを全部はおかぶりしてしまふということになるわけで、結局それは韓国の国民が日本に対して持つておる請求権というものを放棄させておいて、その上に経済協力というものをのこすという上りである。で、この経済協力は、はたして韓国の国民に実際に渡ることになるかということになりますと、これは非常に疑問があるわけです。政府の答弁にもありますように、この日韓経済協力というものは韓国国民個々に渡ることではなくて、そういう個々の犠牲者に渡ることではなくて、資材及び役務で提供されるということになるわけです。それによつて一部の特定の日本の企業といふものは確かにもうかるかもしれない。これはこの不況の現在非常にうれしいことかもしれないけれども、そういうことでは、日韓友好の本質的な姿勢というものは確立されないのではないかと、いふふうな考へるわけです。で、そういう点を具体的に資料によつて確かめていただきたいといふふうに思うのであります。

○藤田進君　さらに恐縮ですが、二点お伺いしたいのですが、藤島さんの御指摘によりますと、日本政府の答弁といふものが、ソ連、ポーランドあるいはチェコスロバキアこういう国の条約と日韓の基本条約は同じだ、こういう政府の答弁に対しては、これは事実上間違ひだといふことを御指摘になりました。その間違ひといふ点について、もう少し掘り下げて聞かせていただきたいと同時に、

に、しからばその間違ひといふものを、この上に立つてどうすべきかといふ御所見を伺いたいと思ひるのであります。

さらに第二の点は、横濱その他の例をあげられ、あるいは博多における港灣関係とかいふことで、いわゆる軍事同盟といふようなことに關連して、その歯どめを国会でつけてもらいたいといふ要望があったかと思ひます。この歯どめ等について、具体的にどういふことが適當であるのか、お伺いをいたします。

○公述人(藤島宇内君)　衆議院の特別委員会における小坂自民党議員の質問、それから佐藤首相の御答弁、こういうものによりますと、この日韓基本条約といふものは、ソ連、ポーランド、チェコスロバキアといふような共同宣言とか、あるいは議定書と性質が同じものであるといふふうにおっしゃつておられたわけですが、これは具体的に調べてみると、明らかに違ひと思ひます。それはさつき言ひましたが、二つの点で違ひます。

第一の点は、ソ連、ポーランド、チェコスロバキアや議定書の場合には、国連憲章の原則といつても、第二条の中から第三項、第四項を特に選び出して、そこで平和的な協力だといふふうには、つきり明文化してあるわけです。ところが、この日韓基本条約の場合は、日華平和条約の場合と同じく、国連憲章第二条の七項目全部を含んでいふことである。ですから、もしも、その点でソ連やポーランドやチェコスロバキアとの関係と同じにしたいといふふうにおっしゃるのでしたら、やはりソ連やポーランド、チェコスロバキアとの関係と同じく、国連憲章第二条第三項、第四項に限るべきだ。そうすれば、ほんとうにこれは平和的なものだといふふうには言えると思ひます。

それから次に、このソ連、ポーランド、チェコスロバキアの国連対策といふものが、アメリカや日本とたいへん違ひます。それはどういふ点で違ひかと言ひますと、具体的に、朝鮮問題決議にソ連やポーランドやチェコは反対しているといふことです。ですから、同じ国連憲章の原則による協力と言ひ

ましても、これは正反對の協力になる。そういう点で、これは同じではないんです。しかし、それを同じだといふふうには繰り返しておしやつてゐるわけですから、それならば、同じにするために、日本もそういう朝鮮問題国連決議に、ソ連やポーランドやチェコと同じような政策をおとりになるかどうか。そうすれば同じになります。もし、そういうことをするならば、これが軍事的協力に対する一つの歯どめになると思ひます。たとえば、これは本来ならば、国連総会で国連代表がやらなければいけない問題なんですけれども、しかし、その前提として、国会がそういう点での超党派の決議でもおやりになるならば、これはなるほど政府の言うとおりでありますといふふうには私も賛成いたします。これが一つの歯どめになると思ひます。

それからもう一つの歯どめとしては、先ほど、憲法第九条が自衛権という関係で破られてゐる、つまり、日本が報復攻撃を受けるという危険の場合には自衛権が発動できるわけですから、その報復攻撃の可能性といふのは、在日米軍が事前協議といふようなものは無視して飛んで行った場合に、そういうことになってしまふわけ、日本の国民の意思とかかわりないわけです。ですから、自衛権の範囲について限定をするといふことが一つ考へられます。それは、安保国会のときに林法制局長官が言われたように、国連決議あるいは国連軍といふ形ならば、自衛権が相手方の領土、領海、領空まで入つてもかまわないといふ答弁があつたわけですが、そういうことにならないために、そういうことを許すようなやはり国連決議——先ほど言ひました朝鮮問題の国連決議、これに対するやっぱり日本の態度といふものを変更すべきであるといふふうには思ひます。そういうふうにするには、これがそういう場合の歯どめとして役に立つのではないかと、いふふうには思ひます。

それから憲法第九条の改正問題といふのがありますが、憲法第九条はそういう自衛権によつて破られますけれども、なお、たとえば徴兵制の問題

とか、その他核兵器の持ち込みの問題とか、いろいろな面で有効な働きをしているというふうに見られるわけだ。これをどういう点でそういうふうな危険性を防ぐか。憲法第九条についてはっきりした超党派のやはり見解というものをここで確立すべきであるというふうに思います。現在のままですと、佐藤首相は憲法第九条があるからいいでしょう、だといふふうにおっしゃいましたけれども、しかし、自民党の綱領としては、これは憲法改正ということにきまつておるわけだ。ですから、やはりこの点での国民的な立場からのはっきりした態度というものが確立される必要があるというふうに思います。

以上でございます。

○藤田進君 ちよと委員長に議場のことでお願いしたいのですが、公聴の皆さんはそれぞれそうやじになれておられる方でもないで、やじというふうなことはつしんで、賛否それぞれの所論にかかわらず冷静に承って、そして、ほんとうに発言が十分していただけるように、私、質問いたします立場から見ても、最も見苦しいことで、どうしてもやめられなければ、適当な措置をおとりになるとか、お願いをしたいと思うのです。

大平さんにお伺いをしたいのでございますが、国会の審議の場における態度等についてもお触れいただいたわけでございます。なるほど国際関係、二国間あるいは多数国間における条約等では、与野党を通じて十分つしむべきものもあるかと思ひますけれども、今度の日韓条約ないし協定の場合は、御承知のように、非常に韓国政府並びに日本政府の間における解釈というよりも、基本的問題で、たとえば領土竹島については、韓国議事録を見ますと、丁一権総理あるいは李東元外務部長官の述記を読みますと、あれは権名さんとも触れたんだ、佐藤さんに総理官邸で会って、佐藤さんが参議院選挙で国民に、実はまだ解決していない、あれは日本の領土だ、一括解決をするんだといふことをおれも言ったので、おれの顔を立ててくれと言ったけれども、内外記者の大

ぜいいるところで状況描写されて、韓国国会では詳しく答弁されて、紛争でも何でもない、これはもう解決したのだ、だから交換公文にもこれは触れていないといったような、一々申し上げなくても御研究のようでございますが、いわば本質的な問題についてかなり大きな開きがあるということ、私どもも多年条約等を審議いたしまして初めて遭遇する事態なのであります。それだけに、お互いに親善協力をこの条約によってスタートするという提案者側の意図から見ても、非常に遺憾な点である。したがって、これらの点は、国際的にも、あるいはわが国民の前にも明らかにしていかなければ、双方ともに、現在の政権がそう十年も三十年も続くとも考え得られません。あすにも倒れるかもしれないという両国の実態でもありま

す。したがって、相当掘り下げて韓国もやっていると、私ども日本国としてもまあやっていたいかなければならないと思うのであります。しかし、それは不利益だとおっしゃることは大きな意味を持つわけで、われわれの国会の審議権というか、かた苦しいことはよしましても、かなりやはり突っ込んで審議しろというのが一般の世論であるように私どもも心得まして審議を重ねていこう、空白を持たないようにはしていこうということですが、この点について、もっと掘り下げた御意見を承りたい。

それから、二問ずつまいりたいと思ひますが、第二の点につきましては、御賛成の立場ではあるけれども、不合理、欠陥のあることは認めるとおっしゃっておられるように思ひます。その不合理、欠陥というものが、大平先生の御認識では、具体的に内容としてはどういう点を不合理、欠陥と考えておいでになりますか。

○公述人(大平善禧君) 非常にむずかしい問題であるわけでございますが、第一の点は、条約というものが双方ともほんとうに理解し合つて、正しい明確な合意があるということが望ましいことは、これはだれしも疑う余地がないわけでございます。

しかし、その双方が背後に持っているいろいろな事情というものがあつたために、特に韓国の管轄権というふうな問題を取り上げますと、その事実関係と、支配をしているという、そういう主張というものが食い違ひがあるわけですね。そういうふうな問題を特に審議して、相手のメンツを傷つけないで、そういう議論は好ましくないといふことを申し上げたのでございまして、審議を自身自身がこまかく不審のある点を国民の前に明確にするということ、これは望ましいことだと私も考えておるわけです。

で、竹島の問題につきましては、これを国際裁判にかけるならば、これは明治以来日本の近代化が進んで、国際法の知識を取り入れておりますから、当時の外務省がとりました日本の明治三十八年の春のあの島根県編入というものは、私はやっぱりなものであったと思うのであります。したがって、従来から竹島の領土権を日本が持つておつたという事実はあるが、それを国際法的な立場において日本がそれを編入したという、その手続を完了したというところは、これは非常に私としては日本は有利だと思ひますが、しかし、そういう日比谷公園ぐらゐの岩山、まあ小さな島があります。大きなやつが二つ、男島、女島というふうなものがあつたといふのであります。そういう島で、全然木もはえていない、水もない、そういう島で、アシカがわづかにとれるというふうなところで、この大きな日韓の国交正常化という問題を、その岩山のために延ばすといふことは、これは好ましいことではないんじゃないかといふふうに私は思ひます。特に韓国に参りまして、そういう独自の問題を取り上げて話し合ひをしたときに、いかに感情的に激するか、まあ岩山のためにこれまで感情が激するならば、日本の態度として、しばらく様子を見たほうがいい。まあ解決のめどをつけたといふふうに政府当局が言われるほど確実に解決するかどうかは、これからやってみないとわかりません。しかし、向こうが承諾して解決するようになる機会がないとも言えない。私

は、竹島の問題はたな上げにされた、しかし、日本は領土権を放棄しているものではなく、まあ解決する可能性を残したという形において今度の日韓正常化の条約ができたのだと、これをもし解決するまで延ばすといふならば、どうしていいできなかったのじゃないか。つまり、相手方の気持、相手方の国民の気持、この岩山を犠牲にしてもやむを得ないのじゃないかといふふうな考えをたわけでございます。

したがって、私は、二つの問題を一緒にしてお答えするような結果になりましたが、国会が審議をされるというのにも、おのずからにジェントルマンシップのルールがあるのじゃないか、それはやはり日本のナショナル・インタレストを害するといふこと、特に露骨なことばにおいて審議をするといふことよりも、もっと優雅なことばでやつたほうがいいのじゃないか、こういうふうには私は感ずるのであります。

お答えになっておりませんければ、あらためてまたお答えいたします。(拍手)

○藤田進君 前段第二問の不合理と欠陥のある点を認める、これを、どういふ点が不合理であり、どういふ点が欠陥であるかといふことを御指摘いたしたいと思ひます。

○公述人(大平善禧君) 欠陥があるのは、一つ、基本条約には英文がついておられますが、他の分には英文がついておりません。これは解釈がもし食い違つた場合に、日本側は日本文により、向こうは朝鮮文によるわけでございます。しかし、そういうことを上から申し上げますと、英語でやるというふうに、第三の点はつきましたものがあれば、よほどその解釈がまとまりやすいのです。ところが、この英文にするといふことは、これは容易ならぬことでありまして、おそらく日本だけが翻訳するのならば、これは一カ月ぐらいでできるかもしれないけれども、向こうと共同作業になりますと、訳の点について議論が沸騰いたしますれば、さらに一年ないし二年を要するのではなからうか。こういうふうなことになりますれば、この点は欠陥

であらうと思います。幾つも私は欠陥はございすが、一つだけ申し上げます。

○藤田進君 まあ賛成論の立場で欠陥、不合理を多く追及しますことはエチケットでないかと思ひますから、次に移りますが、韓国軍に対しては、これは協力の義務はないという意味の御発言でございまして、在韓米軍を含めていわゆる国連軍という指揮下に入っており、韓国軍またしかりでございまして。日本としては、御承知のように、一貫して政府は国連軍の行動その他については協力するという立場に立っているものであります。こゝろ考へてまいりますと、韓国軍はすでに国連軍の指揮下にあるという状態から、これを見ますと、これは当然に日本政府はこれに協力をすることゝなすに帰結するのではないかと私は思ひます。こゝろ考へて、これは、協力をする関係はないという点についての、もっと詳しい御説明を承りたいと思ひます。

それから第二の点でございすが、韓国に対して武器あるいは弾薬等、軍需物資と申しますが、こゝろ考へるものについては、条文にもないし、その協力の必要もないような趣旨でございまして、まあ私どもの調査によりますと、いろいろ形は変わりますが、あるいは、かつては米軍の日本における特需であるとか、あるいは合弁会社といったような形であるとかということで、現在もおそゝういった面のかなり大幅な援助といひますが、交流といふものが行なわれているわけでありまして。この条約によつてそれを断ち切るということにはなつておりませんし、若し私ども危惧を持つわけでございますので、これらの点についてお伺ひをいたしたいと思ひます。

○公述人(大平 善梧君) 国連軍に協力するという具体的な義務は朝鮮事変当時あつたわけでありまして、それは吉田・アチソン公文といふものによつて示されているところでございます。すなわち、日本は当時国連に入つておりませんが、アメリカ軍が日本を占領して占領軍として朝鮮に出動

した。それが国連軍という名前をもらつた。そして国連軍としていろいろ日本に協力させたいといふうな立場におきまして、吉田・アチソン公文という形ができた。それに基きまして日本は国連軍に協力する、しかし、この協力といふのは、日本の支配する領域内において協力するという意味でございまして、韓国の軍隊が日本に入るといふうなことは、今日考えられませんが、結局、韓国に在る韓国軍に日本が協力する、そして援助する、こゝろ考へるうな義務は吉田・アチソン公文からは出ておらぬと思ひます。そこで私は、国連条項が今度の日韓基本条約にも、前文及び本文にあるわけでございますが、これは先ほどから議論になつておりますように、日ソ共同宣言、それから、前文だけではございすが、インド、ビルマ、そゝろ考へるうな国との国交調整の条約にもあるわけでございます。これは一種の飾り文句だといふことを私申しましたが、国連の——日本は

当時国連に加盟しておりません。まあそゝろ考へる意味もありませんが、とにかく、新しい国際政治のあり方、それは国連憲章に従ひ、そゝろ考へるうな基本的な原則を示したものであつて、具体的な協力義務といふものは、個々の国連の決議のしかた、その事態といふうなことでございまして、あります。したがつて、特別協定がまだ成立しておりませんので、安保理理事会が決議をするといふうな場合には、これに拘束されるといふうな事態は具体的な出でこないと思ひますが、結局、総会の決議といふものは、これは勧告でございまして、そのときとそゝろ考へるうなことに応じて、日本はその決議に従つていけばいいのである、今日、そゝろ考へる原則をきめたから、国連に協力するといふたてまえだから、日本は軍事的な義務があらかじめ約束されているんだといふうに解釈するのは間違ひである、一般的に包括的な国連協力の義務はある、そして、そゝろ考へるうな具体的な事情が日韓の關係にあるといふことは認めるけれども、その微妙な事態に処するには、ここに日本の国民があら、ここに日本の国会があら、責任ある政府があ

るならば、決してそゝろ考へるうなことはないんではないか、まあこゝろ考へるうなものであります。それから国連軍が、一九五〇年代の国連軍が、悪かつた、今度の六〇年代の国連軍は非常にけつこうだ、こゝろ考へるうな考え方は私はとらないものであります。したがつて、朝鮮にある国連軍が悪いといふまゝになつて言ふけれども、あの當時は、あの侵略を阻止したのにはすばらかつたと言つて日本は称賛したのであります。したがつて、私は事態を歴史的に見、その社會關係、國際關係において見るべきであつて、今日、スエズのごとき、平和調停軍すら、財政不如意のためにできない。結局、各国は金を自分が出して自分の軍隊を出す、そゝろ考へるうな形のサイプレスへの派兵といふうな形が出てゐるのであります。したがつて、私は、觀念論的な意味において国連軍の性格をきめつける、そゝろ考へるうな態度をとりたくないものであります。

それから武器弾薬の輸出の点がございすが、これは密貿易もありまして、これはわかりません。今後わからぬ。ただ、政府といひましては、条約によつてそゝろ考へるうなことをいふには、特に今度の有償無償の經濟協力といふものは、純粹に經濟的な協力にする、そゝろ考へるうな方針で政府がやる、また、これは當然國民として政府を監視し鞭撻して、そゝろ考へるうな方向に動かせるよりほかに、しかし、將來どうなるかといふことは、しかも、やみ取引がどうなるかといふうなことは、私は、私としてはこゝでこゝで答へることはできません。

○藤田進君 議論になりますから、お伺ひを続けたいと思ひますが、御承知のように、いまコムの協定とか、あるいはチンコムとかが問題になつて、若干くずれつつありますが、必ずしも武器弾薬だけが兵力に入るとも言えませんが、時期ですから、私も私としては、この条約の締結の暁におけるそれらの問題についての心配があるわけでありまして。なお、日米韓合同演習であるとか、あるいは

は日本における韓国軍の訓練であるとかいふたうな直接的な問題もすでに起きております。こゝろ考へるうな点については、いかがお考へてございませうか。

○公述人(大平 善梧君) その点は、私は若干普通の人と違つた見解を持っております。私は、日本の大學において軍事学の講義がないといふことに對して不安を持つてゐるものであります。したがつて、今後國防の必要は日本にある。國民はやはり國の安全について関心を持つべきである。しかし、その國防は、シビリアン・シュープレマシー、民主主義的なルールによつて、國會を最高にして、十分これを把握すべきである。そゝろ考へるうな慣行と、そゝろ考へるうな空氣のもとに、りつぱに世界の平和に寄与すべきであると思ひます。したがつて、戸締まりが必要であり、戸締まりのために、あるいは番犬が必要であり、戸締まりの番犬はほえなければならぬ。ただし、お客さんにほえるうな犬にしては困るのであります。そのシビリアン・シュープレマシーといふのはそゝろ考へるうなことであります。したがつて、かまざる犬にしておくか、それとも、役に立つ犬にしておくか、そのためには、ある程度研究が必要である。ただし、その研究をシビリアンが知らないといふうな状態では困ると私は考へるのであります。(拍手)

○藤田進君 直接のお答へではございせんが、他の委員も非常にお伺ひしたいことが多くございまして、したがつて、ただ、竹島についてのお答への中で、少し心配な点があるので、賛成論の代表的な御意見としてお伺ひしたいのですが、領土といふものは、御承知のように、昔から寸土も領土を譲ることは大きな國の問題であることは御承知のとおりであります。お述べになりました、單なる日比谷公園の面積にたとへ、かつ岩山、ロックであるといふことですが、いまの条約を見ますと、御承知のように、私も私も、國際司法裁判所に訴ふといふところまで、まあ日本の領土であるといふはつきりしたものがとれないとしても、せめて、國際司法裁判所の判決にまつと

いったくらのところにはいくのではないだろうか。政府も、かつてしばしば岸内閣、池田内閣以来、国際司法裁判所説を唱えて交渉していると思えますし、その裏づけとしての一括解決というところであったわけですが、今度の条約を見ますと、結局、話し合う。しかし、交換公文には竹島——独島という形は出ていない。そうして韓国の議定書が御承知のようにある。で、かりに日本政府のやるべきことがそれだとなれば、第三者の調停も、これに一方が応じなければ調停のレールに乗ってこないわけです。かりに調停に乗ったとしても、これはどうも日本のものではないということになる。とすれば——これは当然ならなければなりません。一方が、これは拘束力がございませぬから、のまないということになれば、これは幾ら、私どもの見通しでは、親日内閣が韓国にできたとしても、そこまできなかな、歴史的経過から見ても、これは徳川幕府以来の紛争だとも政府は言われているわけですが、なかなか解決しないのではない。この見通しのもとに立つならば、つまり、いつの日か解決するかもしれない、ないかもしれないという御推定のようですが、とすれば、竹島というものは、これをかりに韓国に事実上とられても、いま一方的に占領してここに韓国の保安隊といいますが、乗り込んで、ちゃんと韓国領土の石碑を建てているのだそうですが、われわれ調査に行くということで話し合っておりませんが、なかなか近寄れない、これはもちろん領海、領空も含むでしょうが、これはもういった事情をよく見ると、結局これを投げてでも日韓の妥結はすべきだという思い詰めたお気持ちなのかどうか。もしそうでないとなれば、この上に立つて条約締結、批准のあかつきに、どういう手だてが日本としてあるのだろうか。韓国の国会答弁は一応おくとしまして、これはもう解決しているというのですから問題ないわけですが、日本政府の答弁からすれば、いやいや紛争だという、その紛争であるという認識に立つて、いまの条約のプロセスに沿ってやった場合にどうなるだろうと

いう点についての御意見を承りたい。
○公述人(大平善梧君) 竹島が編入される時、アシカを取りたい、当時、日露戦争の前でございまして、非常に靴の皮が高くなりまして、アシカを取りたいというために、あそこで独占権を持ちたいというために編入願を出したわけですね。その当時、これはこのものだからよくわからぬという、本人が考えておったようなところもございまして、いわばアシカの皮の値段によって竹島が編入されたのである。おそろく、日本の国民はアシカの皮の値段というものはこの竹島に関心を持っているかどうかというところは疑問でございしますが、しかし、私は島根県に参りまして、島根県では非常にこれに関心を持っており、かつ、竹島の研究をやっている特殊な課がありまして、そのパンフレット、非常にいろいろな研究書も送ってきております。そういうようなことであります。日本人はいろいろな意味におきまして、これは一つの先例にもなることとございしますので、私は権利を放棄するということは、政府は言っておられないのであります。またできないと思えます。結局は、これは係争として長く残るだろう。時が解決するが、解決することができない間は、係争として残るだろう。したがって、先ほど条約に不合理な点がある、欠陥があるとなれば何だ、それは竹島についての紛争ということとを日本政府は言いたかった。ところがそう書けなかったということ。これも日本側から言えはやはり欠点だと思っております。しかし、やはりああいうことに結局除きました。したがって、除くということとどういふことかわからないのですが、しかし、やはり竹島の問題のために日本政府が特にああいう文書を残したわけとございします。私は日本は権利を放棄していない。したがって、将来解決の道を残している。しかし、それはいつの日かハオ・ホア・プー・チャン・カイ(好花不常開)。
○中村英男君 竹島問題に関連してお伺いしたいのですが、私も島根県ですからちよつと関心があるわけですが、この竹島のいま公述人も申し述べ

られましたが、島根県では田村という人が非常に研究している。どうもこの交渉を見ると、いまの鬱陵島と竹島を朝鮮のほうで取り違えて、すりかえてどうも主張しておる懸念があります。こういう点に対する政府のやはり追及といえますか、話し合いがらされていらないように思っていますね。それからもう一つは、外務大臣の答弁の中で、竹島を占領しておると、実力でこれを占領を解くというつもりはない、こういう御意見で、私もそのとおりに思っています。思いますが、やはりこれは十数回に近い日本は口上書で抗議をしておるんですね。これは当然しきやいかぬです。しかし、すでに交渉を十数回、数回、韓国と日本は交渉しておるんですね。こういう公式的な口上書でなくて、話し合いの場で、やはりそういう過去における歴史的な問題を取り上げて、間違いは間違い、正しいことは正しいとしてただすべきことは当然です。私一番不満に思うのは、占領したまま、もちろん実力ではこれはまああつたわけにはいかぬでしょう、しかし、占領したまま調停に持ち込むというこの態度は、将来やはり竹島の処理について非常に不利な結果を招来しやしないかというのを私は心配しておるんです。もう一つは、あなたも申し述べられましたが、国民の中にはやはり非常に小さい島だから価値がないんじゃないか、こういうまあ一つの腹の中であるんですね。これは私は非常に間違いだと思つてます。何もあそこにはアシカやアワビやサザエやコンブだけではないんです。これはまき網をです、アジやサバの非常に棲息地なんです。非常に漁場的な価値があるんですね。今度の漁業協定で十五万トンというワケをはめられましたが、あそこで四月から八月までそういう操業をしたら、二十統のまき網で操業したら大体三万二千トンぐらいとれるんです。ですから、それを総計してみると十万吨の魚がとれるではないかというのを類推できるんです。そういう意味からいっても、あの漁場的な価値というものは非常に高いんですね。そういう漁場的な価値が高いのをわからないんです

ね、政府は。私は農林大臣の追及はこの点をしようと思つてますが、そういう点がありますから、大平さんはこの竹島問題について政府が——もちろん韓国人の感情もありますから、これは非常にむずかしい問題です。むずかしい問題ですが、話し合いの場面があるんですね、占領したままこれを次の紛争の場面に持ち込むというところは、非常に日本が損になるというところはあつたかどうかがというところを一点お伺いしたいと思つてます。
○公述人(大平善梧君) 御意見もことにもつてもございします。これが私の返事でございします。
○藤田進君 久住さんにお伺いしたいのでございしますが、御意見を承りますと、私の聞き間違いかもわかりませんが、久住さんおっしゃってくださったのですが、いわゆる休戦ラインを、対峙するところの状態で、軍事的な対比その他御指摘になりまして、日本のいわゆる自衛隊なり、あるいは日本が被害を受けるというたことに論及されまして、われわれ安心していいように結ばれたと思つております。また別に、いまの段階は漸次変貌してきて、御表現は違いますが、軍事同盟という状態は、これはNATOにおいても私もかなり内部的にくずれを見せていることは承知いたしておりますが、しかし、あるいは安全保障という方式が、これが全然影をひそめつつ別の形に置きかわらんとするということにつきましてはいささか疑問を持つわけがあります。具体的にみますと、たつたこの間でございますが、十一月に南ベトナムのグエン・カオ・キ氏は韓国を訪れ、そして一樞密院等の間に完全な意見の一致を見た、それはアジア軍事同盟についてであります。あるいはまた佐藤総理も核問題についてはイギリス等に提案もいたしております。また、昨日の外電その他聞きますと、李東元外務部長官はアメリカに行きまして、日米韓といったようなことの会談を持ちたい、外務省は否定的だといったようなことも伝えられておりますが、これらの点等から見ても、必ずしもそういう状態ではないだろうかという点が一つであります

ます。

第二の点は、しからばこのいまの三十八度線ないし休戦ラインをめぐる問題、あるいはベトナムのエスカレートといったような認識がわれわれと若干違ふように思ふのですが、こういった軍事情勢全般を、特にアジアの軍事情勢を見るときに、御意見をふえんたいとしますと、わが国のいわゆる防衛力の漸増といふことが、三次防等いまだ御承知のように問題になっていくときであります。これらの関連から見て、日本の、いま自由民主党内閣におけるいわゆる国防、あるいはこれに付随する予算、あるいは計画といったようなことについてどうお考えでございますか。

○公述人(久住忠男君) たいま二つの問題について御質問がございましたが、最初はこの軍事同盟というものが漸次改まりつつあるという最近の国際的な傾向についていろいろ別の例をおあげになりまして、たいへん微妙なところをおつきになっておるわけでありまして。ただ、この問題につきましては、私はたとえば北東アジア防衛機構とか、あるいは東南アジア防衛機構といったような種類の軍事同盟というものがすでに旧式化しておりまして、現状においてはすでに内部的に再調整をしなければならぬ状態にあるということで、同種のものはいまここで論議するということは時代に逆行するものである、こういう意味のことを申し上げたのであります。国際情勢は時間とともに、あるいはまた空間とともに非常に複雑でございます。また地域的にいってその情勢は千差万別でございます。現在のベトナム情勢がこうだから東南アジアの情勢がこうだというふうにこれを類推するということは、現状において現実的な国際情勢の分析とは申し上げることができないわけでございます。この地域的な差があるということ、あるいはまた別の例をもつてあげますと、この核の「カサ」、核の安全保障の問題は集団的に行なうことが個別的に核兵器を持つよりも有利であるから、したがって、これは軍事同盟ということがな

くなりつつあるという証拠にはならないじゃないかという議論がありますけれども、これはまた先ほど言いましたような情勢の違いでもなし、通常軍備をもつてする軍事同盟といふことと核軍備をもつてする集団安全保障といふものは、現在の段階においては別種に考えるべきものではないかと考えるものであります。なぜかと申しますと、通常軍備は各国が持つておられますが、今度はそれと同じように各国が自分で核兵器を持つことによつて集団防衛にかわる独自の防衛をするということになりますと、これは世界はたいへんなことになる。いつ、どこでまた核兵器の投げ合いが行なわれるかも知れない。したがって、核兵器に關しましては全く別種の顧慮が払われなければ將來の人類は救われぬ。こういう段階になつておるのであります。核兵器保有国は敵対防止といふものは、現在の国際情勢、国際問題の中で最も緊急を要し、緊急措置しなければならぬ問題といわれておるわけでありまして。これは先ほど御指摘のように、軍事同盟はすでに旧式になつたという概念とは矛盾したものでございまして、核兵器が通常兵器と違つておるために、全く性格を異にするためにかような矛盾がここに現存しておるわけでございます。いずれにいたしまして、この集団防衛といふたような問題、あるいは軍事同盟といふたような問題は、従来はある仮想敵国を設けて、これに對して對抗するといふために考へられた。私をして言わしめますと、これは十九世紀的な戦略であつたのであります。ところが、第二次大戦以後、世界の各国の国防政策はその情勢を改めまして、すべて戦争を抑制する、戦争を起さぬようにする、そのための軍事同盟でありそのための国防政策である、あるいはそのための核戦略である、かように情勢が變つてきておりますので、この戦争抑制といふ基本的な防衛理論、あるいは哲學的な考え方を無視いたしました。現在の非常に複雑にして地域的に段階の差のある最近の国防政策を論ずることがむずかしくなるのではないかと、かように考へ

るわけでありまして。この戦争抑制力という考え方をまず最初に必要があると思ふのであります。第二の御質問のアジアの軍事情勢といふことでございまして、なるほど現在アジアではベトナム戦争といふ朝鮮戦争に次ぐ大戦争が起つております。これが日本の国内に大きないろいろな問題を投げかけているといふことも事実でございまして、この問題と、これが大戦争になる可能性がないから日韓条約を結んでもだいいふふだといふことを申し上げましたが、それならば日本の防衛力、第三次防なんて増強する必要がないのじゃないかといふたような意味の御質問であつたと思ひますが、これはまた防衛と申しますもの、あるいは攻撃とか防衛といふものは、いわゆる哲學的と申しますか、あるいは矛盾論の展開と申しますか、非常に複雑なる心理でありまして、戦争がないから防衛をする必要はない、戦争がある見通しが少なくなつたから防衛に対する努力をすぐやめてよろしい、こういったような簡単な問題ではないと考へるものであります。戦争といふものがいつ何とき情勢の変化によつて起るかも知れない。しかも国防計画などといふのは一年や二年ですぐ達成するものではございません。少なくとも五年、十年といふ長期計画であります。五年先、十年先の情勢と現在の情勢が必ずしも同じである、こうすればこうなるといふたような簡単な結論が出てくるかどうかといふことについては、私は多分に疑問を持つものでございまして、やはり可能性のある問題については将来長期的な計画といふものは着実に進める必要がある、これが現実の政治でなければならぬ、かように考へるわけでございます。いまして、現在の情勢がどうであるから簡単にその必要がないといふことはいえないのではないかと、かように考へるわけでございます。

○藤田進君 なかなか複雑な御答弁のように思ふのでございまして、古来、刀から弓に移りいろいろいたしました。根本的に流れてゐるものは、その相手方を制圧するだけの備えを持つといふことになり、兵器もだんだんと追いつき追いつ

すといふことになつてきたし、いまも變つてはなによりに思われま。とするならば、わが国の防衛に、これを例にとつてみる場合、自衛力強化、質の向上といふたようなことのほかに、三自衛隊の中にもいろいろ議論があり、国会でもその秘密文書が提供されたりして問題にもなつたわけですが、私がお尋ねしたいのは、どういふ国が日本を侵略するかも知れない、したがって、その国の兵力あるいは兵器等を十分探究しながら、これに對する兵器であり作戦であり用兵であるといふことになるのではないだろうか。三矢計画その他問題にもなりまして、漸次、表現はどうあろうとも、かなりはつきりしてきてゐると思ひますが、久住さんの専門家の立場から見て、日本の場合には、一対対応する――まあ仮想敵国とは申し上げませんが、対応するものをどこに考へて国内の防衛といふものを整備する気であるかといふたような点について、まあ五年もすれば軍事情勢は急激な変化もあるとおしやいまして、それはそれとして、しかし一つの計画のもとに防衛力を増強するといふことであれば、アメリカが攻めてくるかも知れないといふたような考へでいくといふことも、どうも現実から見て、私どもしろうとかから見て――しかし、とはいつても、一つの相手方といふか、ものを考へつといふことになれば、どういふふうに対応する相手方を考へたいか、一連の軍事情勢、国際情勢の中から、ひとつ結論だけでもよろしゅうございまして、お伺ひしたい。

○公述人(久住忠男君) 軍備あるいは国防政策といふもののものさし、どの程度軍備をしたらいいかといふ問題につきましては、数年前、当参議院の予算委員会におきまして公述をしたことがござい

よりな考え方が支配的でありましたが、その結果が幾たびかの大戦争につながり、悲劇的な結果に終わったことは、歴史をひもとけば随所にその例があるわけでございます。したがって、戦後、先ほど申しましたように、この軍備に対する、国防政策に対する考え方が各国とも変わってまいりまして、いわゆる戦争抑制力として、戦争が絶対にその国に起きないように、その国が戦争の原因をつくらないように軍備あるいは自衛力といったようなものを持つということが、世界のどの国でもほとんど支配的な考え方に変わってきたのであります。また、そんなことではわからないというところで、あるいは国民の所得に対する何%といったようなものさしを持ち出す場合もございまして、これも、これは時と場合によって違ひるのであります。そして、そういったようなものさしを出す場合におきましても、これを仮想敵国を目標に出しまして、軍備がどれだけなければならないと、こういう考え方はなくて、わが国に対して、あるいは当該国に対して、よその国から戦争をしかけてくることのできないように、それが大戦争の原因にならないようにするのは、その国は自分の国の責任においてどれだけの軍備を持たなければならないかというところは、専門的に分析いたしますとほぼ明らかになってくるわけでありまして、過度の軍事力を持つ必要はない。軍拡競争ではないのでありますから、自主的に自分の国の防衛力の限界というものを算定することが可能になります。

しかし、その間考慮しなければならぬのは科学技術の進歩であります。軍事技術の進歩でございますので、ただいま藤田委員からも御指摘のとおり、だんだんにいろいろなものが、新しい兵器が出てくる、際限なく新しい兵器を装備しなければならぬので、軍備の負担というものはふえるじゃないか、こういうこともありますけれども、これに対する考え方も、やはりこの戦争抑制力という考えから、あまり旧式なものを幾らたくさん持つておいても戦争抑制力にはなりません。早い話が、自衛力に対する国民の信頼度がなくな

る、あるいはこれに携わる隊員の自負心もなくなる、こういうことでは、その軍備に対する外国からの評価というものが低下するということでございます。まして、戦争抑制力という考えからすると、当然近代化された能力のいい軍備というものが必要になってくるわけでございます。そして、そういった点を判定するのは、これは防衛庁当局もさることながら、国民全体あるいはシビリアン・コントロールとしてこの軍備をコントロールされる国会議員の皆さん、こういったところがこれがどの程度戦争抑制力として妥当な自衛力であるかということとを判定されるわけでございます。ここに先ほど御指摘の外国からの挑戦といったようなものとは無関係に考えられるわけでありまして、いま直ちに仮想敵国をつくる必要はない、こういうこともここで言ひ得るわけでありまして、(拍手)

○藤田進君 仮想敵国とは申し上げませんと言つたわけで、目標なしに、まあとにかく多いほどいいというわけにもまいりません。軍事費の問題もございまして、よくいいたすわけですが、まあこれはこれ以上……

ほかの委員も非常に御質問も多いようでありまして、次に移りますが、平野さんは多くの応募者の中から協議の上で御苦勞願つたわけでありまして、その後承りますと、長年韓国が北朝鮮が御在任になって、いろいろ経過を、お気の毒な事情を承つたわけですが、あなたのような境遇の方はいま日本にも非常に数が多い。必ずしも朝鮮半島に限らず、あるいは台湾に、あるいはその他の地域にあるわけでありまして、その意味では代表して貴重な御意見を述べたいことだと承るわけでございます。で、要するに、今度の日韓条約では、李ラインと称する国際法上の不当なものにひつかかって多くの漁船を拿捕されあるいは抑留されといったような被害は、この条約とともに日本政府が、いよいよ日本の国民がこれに補償をするということに説明がついております。このようなことからいへば、当然引き揚げ者の団体等でも、大会を開き決議されているごとく、日本国として

当然補償すべきだという御意見ももつともだと思ふのでありますが、さらにお伺いをいたしたいのは、長年おられ、心の中ではふるさとのお気持ちだと思ひますが、なおあえてこの日韓の妥結という点について御反対になっております点がもしお聞かせいただければ、お触れになりますから、した点について、簡単によろしくございしますから、お伺いしたいと思ひます。

○公述人(平野佐八君) 私が全面的に反対をいたすというところは、やはり新しく誕生した国がある程度経済的に立てないといふことはわかつておりますから、ある程度の援助はやむを得ないといふは、まあ朝鮮半島唯一の政府であるといふことが私には納得いかない。北には北のやはり政府があるし、南には南の政府がある。私としては、やはり同一民族同一国家を形成するといふことが望ましいのであります。それを阻害するといふ観点から反対するのであります。

それから、対日請求権につきましては、初め韓国側は入債を主張しました。日本側大平外務大臣はおりましたので、何回かの会合の結果、全面的に韓国側の言い分が通つたような感じがいたします。これもあまりに譲り過ぎたやり方ではないかと私は思ふのであります。

それから、漁業水域の問題でございますが、この公海の原則として十二海里といふことは、私の考えでは少し譲り過ぎじゃないだろうか。公海は六海里といふようなふうに解釈してありますが、十二海里といふことは少し譲り過ぎじゃないだろうかと思ふのであります。

それから、在日朝鮮人の法的地位の問題でございますが、これは朝鮮人といへども、朝鮮人に韓国系の人と朝鮮系の人と二つあるような状態でございます。これがある一方の人は、たとえば長男と次男とおります場合に、長男のほうはこれを優遇される、次男のほうはその恩典に浴せないので、同一民族にそういうふうな悲劇をも

たらすといふことは私たちの本意とするところではありません。この点、私は実に残念に思つております。

それから、竹島問題でございますが、竹島問題は、自民党政府におかれてはいつも一括解決をするのだと、まあそれがたがた言ふな、一括解決をするんだから、というように承つておりましたのですが、結局これも一括解決ということには至りませんで、永久に解決がでないのじゃないかという感じをしますのでございします。

そういう観点から、私は全面的にこれは出直していただいて、そして両方が謙虚な立場で、謙虚な気持ちで、平等な公平な条約を結んでいただきたいというのが私の願望でございます。以上でございます。

○藤田進君 最後に、他の委員の御質疑にお譲りするとして、中保さんにお伺いをいたしたいのであります。野党に対してずいぶんおしかりの部分が多かつたと思ひますが、その中身についてつまびらかに承ることができませんでしたが、ただ一点、お考えの点をお尋ねをいたしたいのは、要するに人情論というか、感情論というか、非常に生活に困つてゐるんだからという点に賛成の重点があつたように承るわけでありまして、そう聞いておきますと、国際社会主義者だろうかといった気もするわけで、まあそれはそれとして、そういうお考えといふことであれば、わが日本が今日置かれてゐる国際的な環境ないし条約等についてお伺いをしていただくわけでありまして……

わが国は、戦後、国民の努力によって相当復興もいたしました。お説のように、物価は上がったけれども、実質的な生活程度については、ある者は非常に上がり、ある者は依然として置き去りになるといふ、非常な格差もついてまいりました。しかし、これを世界、ことに最も所得の高いアメリカ等を考えてみますと、まだまだ低いわけでありまして、さらに、同様敗戦国のドイツやイタリアのそれに比べても、まだまだ追いつけない状態でありまして、簡単に申し上げる意味で、対米関

係について、しからば日韓のそりいった同情論なりあるいはその他の見地からこれを論究されるところならば、どうお考えだろうか。すなわち、国会でも問題に常になつておりますように、対米条約その他通商で、御承知のように、通商条約において、あるいは通商航海条約の改定期において、あるいは航空協定において、国内法である利子平準税であるとか、あるいは輸入制限阻止の立法であるとかです、あるいはまた大きな貿易であるとかいったような点についてこれを見るならば、もつとアメリカ政府は日本に対して考え直すべきだということが当然導き出されると思ふ。ところが、まあ今日の日韓条約について見ますと、いろいろ議論がありまして、けれども、アメリカの強い、まあ表現はいろいろございしますが、圧力といふかのもに多年の交渉が急転直下ここに――平野さんも指摘されたような長年かかったものが、これほどあまいもこととして、しかもじりじりと押されていふ、その裏には強いオーソリティーの作用があつたといわれているが、そういったような関連から考えてみると、アメリカ自身も日本とアメリカとの関係においてもつと考えてみるべきじゃないかという点が容易にあなたの主張としては出るのじゃないだろうかとも思ふ。これは推定にすぎません。お伺いいたしまして、終わりたいと思ひます。

○公述人(中保与作君) 私は日韓問題だけに限局して申し上げたから、まあ御質問のような問題が起るわけですが、アメリカに対する問題はあつて、いは当然お説のような主張をしていいかと思ひます。韓国に対して申し上げたのは、私は単なる感情論、同情論ではなくて、その韓国側の生活水準が引き上げられるならば、当然日本に対するまたいろいろな貿易上の注文も出てきて、中小企業がずつと困つたりしている、その面に相当はね返りもあるといふことを、貿易上の数字でも申し上げたつもりでございまして、これがつまり互恵平等の原則、相互の福利繁栄をはかる一つの方法でもあるといふ見地から申し上げた次第でござい

す。アメリカに対する問題はこの席では別問題のように思ひますが、私は、お説のようにアメリカに對してはやはり貿易の是正を主張すべきだといふことで、日米貿易経済懇談会もこれまで開かれてきておるんじゃないかと思ひます。

それから、これは私に對する御質問ではございせんが、一言私見を申し上げさせていただきます。先ほど、韓国の国会で、これはあくまで韓国のものであると主張した者がいることは事実でございすが、それは李東元外務部長官です。そのことはだけをあなたは取り上げになつていらつしやいますけれども、そのあとで丁一樞國務總理がはつきりとして、話し合ひをする場合は、わが国のものであるといふ前提のもとに話し合ひをいたします、という答弁をしておる。ですから、話し合ひに乗ることはあらかじめ向こうでも一応考へて、紛争の対象とすべきことは当然予期しているんだと思ひます。しかしながら、容易に解決しないことは、先ほど来皆さんおっしゃつたとおり。これはちやうど幽霊、色丹、あるいは択捉、国後などをそのまゝにして、共同宣言によつて日ソ兩國が国交を開いたといふ、あるいは例もございまして、大きな兩國の大局的な問題のために、これから話し合ひに付するといふことで残したのも、私は政治的な考慮の一つではないかと考へておるのでござい

な。先ほど日連軍と韓国軍のお話でございしたが、韓国軍は日連軍の指揮下にあることは事実でございすけれども、日連軍を構成しているのはございせん。しかも、これは日連軍と韓国政府との間の協定であつて、日本はこれに何らの拘束も受ける事由はないと思ひのでございす。その点はまあ補充的に申し上げておきます。

○藤田進君 中保さんに、いまの丁一樞國務總理が議會で言つたといふのは、ここで速記を――おといてしたか、岡田宗司委員が指摘して、ずいぶん議論したところなんです。あなたの御解釈とは全然違ふ。日本が、簡単にいへば、あれはもう

紛争だといつて持つてくるかも知れぬ。持つてくるかも知れぬけれども、その問題についてはもうはつきりしているのだという趣旨のことと、それが話し合ひに應ずるといふことを言ひ切つてゐるのではありせん。また、日連軍その他に對するこのことは議論になりますから、関連を聞いた上

で……

○羽生三七君 閣下。たまたまいま韓国經濟のお話がありました、それに関連して一点だけお尋ねをいたします。私の質問は、日韓条約に賛成とか反対とかいふことに全然関係のない質問です、どういふ立場の人でもいふこと。それからもう一つは、韓国經濟の實情を承るのですが、その結果として、だから韓国を援助しなければいかぬという結論を、それと関係なしに全く純客観的な韓国經濟の評價をどなたから承りたいのです。といふのは、韓国に對してアメリカがマーシャルプランを上回る膨大な援助をいたしました。その前にもいろいろ援助がありまして。しかし、韓国經濟の實情は御承知のとおりであります。しかもその上に、先ほどもお話がありましたように、六十以上の軍隊がおる。そういうことの結果からして、どなたから先ほど御指摘がありましたように、日本の國民經濟、國民生活の何分の一の生活しかできない、そういう状態がある。さらにまた相當な設備を、韓国經濟があまり發展しておらないといふこともあるんでしようが、しかし、それにもかかわらず相當な設備を持つてゐる。しかし、現実にはこれが稼働しておらない部分が相當あります。したがつて、このような膨大な今日までのアメリカ援助にもかかわらず、なおかつ韓国經濟がこのようにある場合、はたしていまの六十萬の軍隊を撤去をし、いまの日本の國民經濟に比べて何分の一といふような低い生活水準、この韓国經濟が今後一体はたして立ち直れるのかどうか、こゝういふ非常な大きな疑問を持つてゐるわけなんです。だから、これは賛成とか反対とかいふこと

でなしに、純客観的な韓国經濟の評價として承りたいわけで、これは中保先生いかがでござい

か。

○公述人(中保与作君) 非常に大きな問題をお尋ねくださいます、これは短時間に御回答申し上げるのはちやうど無理かと思ひますが、アメリカの援助は戦後約四十億ドルにのぼるといわれております。それがほとんど効果がなかつたといふまで極言されますゆゑは、主として消費物資を供給したからでございす。その点に一つのおやまちがあつたわけでありす。今度、日本が今度の協定によりまして供与するのは日本の生産品及び日本人の役務となつております。お金で供与したり消費物資で供与したりするのではなくて、さつきもちやつと申し上げましたが、いろいろな物資で供与するのでございす。お説のとおり、中小企業は非常にいま苦しんでおります。半分ぐらいは稼働してないといわれておりますが、その原因は原料が不足している機械類が老朽化している、また工場が腐朽しているといふような諸原因が一緒になつて中小企業が稼働しておりませんが、そういう点から今度の經濟協力はやはり原料、あるいは第一次加工原料、機械類、工場の腐朽を補修する材料とか、そういう面に私は向けられるように聞いております。むしろ、これは最終的な決定を経ておりません。韓国側でもいまのところ試案を出しているだけでありますから、いずれ日本との話し合ひによつて最終的な決定を見ることが信じますけれども、そういう点から申し上げて、アメリカの經濟協力が日本の經濟協力とはやり方が違ひ、また受け入れ方が違ひます。したがつて、アメリカの經濟協力が効果を奏しなかつたから日本の經濟協力も効果を奏するかどうかといふふうな議論は少し無理として飛躍しているように思われるのでございす。

韓国側の困つてゐる事情は、これを申し上げると非常に長くなりますが、見通しとしまして、来年度で第一次五カ年計画を終わります、一九六七年から第二次經濟開發五カ年計画といふものを樹立いたします。日本の經濟協力は主としてその方面に向けられるようでございすが、韓国側

としてはできるだけ外国からの援助を受けない、自立自営のところまでまずこぎつけようというところで鋭意努力しているように見受けるのでございます。政府当局もそのように言っておるのでございます。まあ、この程度でひとつお許し願います。

○羽生三七君 これ以上は議論になりそうですから……。

○龜田得治君 閣下、一点だけ。では、一つだけ。あらためてお聞きしますとたいへんかえって時間をとると思ひますので、お聞きしたいと思ひます。

先ほど旧条約というものが平等の立場で結ばれたものではないという立場で、藤島公述人が意見を表明されました。それに対して佐藤総理はじめ平等の立場で普通の状態で行われた、こういう趣旨の意見表明を今日までされておられることは周知のとおり。このことは、私は非常に大事な点ではないかと考へるのです。佐藤総理もせんだつて、その点について再度この場所でも委員から質問のあった場合に、あまり古い過去のことについてはさわらないほうがいいのじゃないか、そういう意味のこととも言われました。しかし、これは、こちらがさわらないようにいたしても、この点は朝鮮民族にとっては簡単に消え去る問題ではないわけでありまして、私は、こういう点をほんとうに日本と朝鮮とのきちんとした関係をつくるというのであれば、やはりつきりとさせるのがほんとうの友好の立場につながるわけではないかというふうな考へ方をしておるわけでありまして、それは、単にそういう原則を確認するかどうかということにとどまらないわけでありまして、そういう点をしっかりと認識するかどうかによって、いろいろな具体的な日本と朝鮮との関係ですね。——ちよつと大平さん。あなたにもちよつとこの点お聞きしたいので。まあ日韓の賛成の方にむしろこの点お聞きしたいわけですね。私が申し上げておる旧条約というものが、そういう不平等な立場で結ばれたということを認めないとか、あるいはあ

いまいにしていくなか、そういう考へ方はやはりよくない、こう考へておるわけですね。大平さん並びに賛成の方の久住さん、中保さん、賛成論者はどうもこういう大事な点をばやかししておるのじゃないかと私は思ふのです。これは、だから、そういうことは二重の意味で三十六年間朝鮮民族に対して、何といつてもこれは相当むごたらしいことをしてきた。さらに、この際に非常に民族に対する一つの不親切な行動を重ねることにはならないでしようか、あいまいにして通すことは、そういう考へ方をもつておるわけですね。で、なぜそういうことを申し上げるかというと、私も若干朝鮮の南北の方々にお会いします。しかし、この点はもう賛成反対を問はず、非常に強い御意見であります。先ほど私、急に呼ばれましたのも、東京におられる方で、朴権熙というお医者さんでございまして、どうも新聞で拝見していると、佐藤さんはこういうことをおっしゃつておられるようだ、われわれ朝鮮人として、ともかく腹にすえかねる、こういうことを言われております。私は、日本民族がそういう点についてのほんとうに真剣な反省をする。その上に立つて友好関係を結ぶようにしてもらいたいと考えておる。賛成論者はどうもそういうことを素通りされる。腹の中であらういふものなるべくさわらないようにする。これは、私はいかんと思ふ。これは原則を私が申し上げているだけじゃないに、そういう考へ方から、たとえば法的地位の問題一つをとってみてもあらわしてくる。南北いずれも同じ朝鮮人、日本におる六十万の方々、日本におられるようになった原因というものは同一でございます。それが日本の政治的な立場で大きな差別扱いをされると、これはもう人道的な問題だと思ふ。そういう人道的な問題を越えていくと、政治的な立場から越えていくというふうな私には感ずる。そういう態度をとらず根本は、朝鮮民族全体に対する三十六年間の日本の支配に対するわれわれのほんとうの基礎というものができておらぬところに、そういうことがあらわれておる根拠があると思ふ。南北またま固

籍なり出身が異なるということによって、今度の条約、協定ができませんと、非常に大きな差別扱いが発生するわけですね。国内における各種の社会保障、この点がまず一つの大きな問題でしよう。第二に、なにかんなく問題になっておるのは、母国との往來の問題です。韓国籍を取得すれば、再入国の許可を出すことについて、法務大臣は積極的に考慮していくと、こういうことがこの条約に付加して意思表示をされておる、あるいは、こちらに永住許可される方々の親戚が朝鮮半島におられ、こちらに会いに来る、これも積極的に考えましよう、しかし、同じ立場にありながら、北朝鮮に対しては、それを許しません。まあ、そういうこまかい点についての質疑は、まだこの委員会では、そこまでいってはおりませんが、しかし、全体の政府のかまえては、総論段階においてそういう態度がすでに出ておるわけでありまして、そういう問題につながつてくるわけでありまして、ほんとうにこの旧条約に対するわれわれの考へ方が不明確であるところに、そういう非人道的なことが私は出てくると思ふ。そういう意味でこの根本問題に対する三人の方々の、賛成者の方々の基本的な考へを、そういうものはさわらぬほうがいいというんじやなしに、はつきりお答えを、この際御参考までにお聞きしたいと思つておるわけでありまして、どうぞ大平さんから、順番にひとつお願いいたします。

調印するといふようなことであるならば、それは無効でございますけれども、国際関係の大小の力関係、いろんな事情を考へて、やはりそれは事実上対等ではないと、一種の圧迫があったという条約でも、それは国際法上有効なものでございまして。したがって、有効な条約であるから、第二条のように、もはや無効であることが確認されると、こう言つておるんであります。やはり初めに有効であつたといふことは、無効も認めざるを得ないわけでありまして、それでいつから無効であるかといふようなことをいままら議論する必要があるではないと思ふのでありまして、結局は、日本がいつ韓国の独立を承認したかというときでありまして、まあ、政府はおそらく平和条約の効力の発生するときをもつて独立を承認したといふふうになつておられますから……。

○龜田得治君 そういうこまかいことをお聞きしているわけじゃないのです。(道義的な問題だ)と呼ぶ者あり(そう、道義的な問題といふか、当初の併合条約の結び方が圧迫によつてやられたのではないかと、この点を認めるかどうかといふことを、その点だけをお尋ねしておる。

○公述人(大平善格君) 私はその点は知りません。お答えいたします。

○龜田得治君 じゃお三人。

○公述人(久住忠男君) 毛沢東のことばに、調査せざる者は発言すべからず、こういう有名なことばがございます。私も旧条約等についての知識は不十分でありますし、調査もいたしたことはございませんので、ここで発言する資格があるかどうかを疑うものでございまして、せつかくの御質問でございまして、全くの愚見を申し上げてお答えいたしましたと思ひます。

いまの道義的責任という問題につきましては、これは、承るところによりまして、権名外務大臣は韓国において、これに対して遺憾の意を——これかどれか知りませんが、遺憾の意を表明されたということで、日本国民の意思というものは、意向というものは、この責任のある大臣の

いますが、中小企業というものと貧乏人には、おまえたちは何にもならない、たよりにならないというよりなやり方は、いかにも私たちは残念であります、今度は韓国に対しては、おまえたちは貧乏だから困るだろう、貧乏で困るだろうから経済援助をしてやらなければ立っていきまい、まことに血の通ったようなあたたかいお気持ちであります、私たちが言わねば、しからば朝鮮人の、韓国人の政治か日本人の政治かと、あまりにも極端なようでありますけれども、そうとりたいたいです。それで、私たちの目からしますれば、無償三億ドルということは少ないとおっしゃるよりですけれども、それは無償であると、それそれやはり韓国の旧債は焦げつき債権であると私は承知しております。韓国政府が日本から借りた金を、借金をそのまま戻さない。それを差し引くというような意味に私は解しておりますのですが、かれこれいろいろから考えてみて、もう少し日本の政府であるならば、中小企業、いまばたばたと倒産しつつある中小企業にも実質的に効力のあるような手を打っていただきたい。口先だけでなく、実質的に効力のあるような手を打っていただきたいと念願するものであります、こういふふうな点から、そういう日本人の中小企業者に対するのには冷たいのに比較して、韓国には非常にあたたかいということなのでございます。

○長谷川仁君　平野さんの御意見を拝聴いたしました、私もまたお伺いしたい点もござりますが、討論会じゃございませんので、次には、数年前まで私と同じ立場にありました藤島さんにお伺いしたいのでございますが、(発言する者多し)どうぞひとつお静かに。藤島さんのこの国際評論、これはあなたの角度といいますが、あなたの立場におきましては、私はまことに価値のある、しかし、きょう私があなたの取り上げたこの朝日ジャーナルの「日韓基本条約の法的性格」の中に、何度も読みましたけれども、まことに失礼なことをお伺いいたしますけれども、あなたのいままで書いているいろいろの国際評論というものは非常に

ヒューマンスティックなものが多く、アジアの民族というものはほんとうに手を結ばなきゃならぬのだというようなことが必ずどこかに入っている。この藤島論文の中にも、「日韓友好」ということは三方所入っている。しかも、あなたは軍事介入というような点を重点にいたしまして先ほどお話をされておりましたが、かりにこの軍事問題というものの疑問が解け、そうして、あなたがさっきおっしゃいましたような思想的な基礎の確立というものが行なわれたとしたならば、あなたはこの条約に賛成されるのかどうかということを、まことに失礼でございますけれども、私はお伺いしたいと思ひます。

それから、この内容について、時間もございせんから私申し上げたいと思ひます。あなたのこのお書きになつてゐる論文の中の四十九ページ、「韓国領空権を、韓国に返還する協定に調印した」これは私がおりました新聞社でございますが、これは誤報でございます。これは私の調べたところによりますと、まさに事実無根でございます。韓国の航空部が国連から返還を受けたのは、航空機の発着のいわゆるコントロール・タワー、この管制するところの権利にすぎないわけなんです。この点はあなたのほうのこの論文の中で間違つてゐるのじゃないかというふうに私は考へます。

それから、韓国軍は休戦協定に調印してない、こう書かれてゐる。しかし、韓国軍は国連軍司令官の指揮下にあつて、休戦協定に調印してない、たといふことは事実でございます。これは当然です。たといふことが調印してなくても休戦協定に拘束されると、こう考へるのは、これはもう国際法上当然だと思ひますし、もしもあなたが、この韓国軍は休戦協定に拘束されないという立場をとつてゐるというならば、何か証拠があるのか、その点をひとつお伺いしたいと思ひます。

それから、同じくこの食ひ違ひ国連憲章の解釈の点でございますが、「国連憲章の原則」といふても国により解釈の違いがある」と、こう書いてある。そうすると、具体的に私にお伺いしたいの

は、どういふ国がどのように違つた解釈をしてゐるか、これまた長くお答え願ひたいへんでございまして、簡単にでつこうでございますが、この点をまずお答え願ひたいと思ひます。それから、「具体的にはその政府が国連憲章をどう解釈し、どんな国連決議に賛成してゐるかが問題なのだ。」と、こうおっしゃつてゐるのでございまして、この点は、私は、あなたが国連憲章の原則と、それから諸協定、あるいは総会や、あるいは安保理事会の決議を何か一緒にしてゐるような感じを受けるわけでございまして、ひとまずこの点についてお答え願ひたい。

○公述人(藤島宇内君) 私の指摘したような点は、是正されるならば賛成かというふうにおっしゃいました。私は、その場合には、今度の条約そのものが根本的な、何といひますか、改革を、つまり条文のさまざまな点で訂正を受けなければならぬと思ひます。そのことはさつき指摘しておりました。たとえば佐藤首相や小坂前外相は、これはソ連やポーランドやチェコとの条約の国連憲章の原則による協力と同じものとおっしゃいましたけれども、しかし実物を比べてみますと明らかに違ふのです。ですから、同じだとおっしゃるならば同じように変えていただきたい。そうなつてきますと話は違ひます。つまり賛成できるような内容が出てくるわけなんです。たとえばさつき言ひましたように、それは二つの点がありますが、国連憲章の原則による協力というの、ソ連、ポーランド、チェコとの間では、国連憲章第二章第三項、第四項をちゃんとあげてゐるのです。それから、ソ連やポーランドやチェコは国連において朝鮮問題決議に反対してゐるわけなんです。アメリカ側の賛成諸国の提出する朝鮮問題決議に反対してゐるわけなんです。だから、日本政府はそういう態度をとれますか。それならば、ソ連やポーランドやチェコの場合と同じようになるでしょう、そういうふうにおし上げたのです。

それから、誤報の点ですが、その点は私存じませんでした。しかし、この発着の管制の権利、そ

れを譲つたのだというふうにおっしゃつておられます。私の聞いたところによりますと、なるほどこの発着の管制の権利というものは韓国側に譲つた。それで、一方で、アメリカはもう一つ歯を考へておられます。実際には、たとえば実際に原爆を積むとか、あるいは武器弾薬の点で、それをどういふふうに統制するかという点では、やはりアメリカは統制を持つてゐると思ひます。そういう点をアメリカはやはり考へておられますが、しかし、いざという緊急の場合には、これを放すということがなると、かつてにやつてしまふということが起こり得るのではないかと、そういう点の危険性を言つておられます。

それから、その次に、韓国軍は休戦協定に調印してない。で、これは確かなことだといふふうには長谷川議員おっしゃいました。しかし、韓国軍は国連軍の指揮下にあるから、これは統制されてゐるというふうにおっしゃつたのですが、そういうことからはずれた一つの事例としては、一九六一年五月十六日のクーデター、韓国の。このときは韓国軍の一部が国連軍の統制からはずれたのです。そのために、アメリカとしては、国連軍がそのクーデターをやらせた、こういう責任をのべることが一応できたのですが、あとでその統制権の問題でアメリカ軍との間で相当もんちやくが起つたといふ事例はあります。ですから、実際にはそういうはずれた場合が韓国軍としてあるわけなんです、事例として。そういう点があるといふことを注意していただきたい。

それから、国連憲章の原則、国連決議について具体的にどう違ふか、各国によつてですね、こういうふうにおっしゃいましたが、たとえば、これもさつきあげた例ですが、植民地独立賦与に關する宣言、植民地解放宣言、これには日本政府は賛成しております。しかし、アメリカ政府は賛成してゐない。これは国によつて違ふ例です。あつたし、五、六カ国が賛成してゐますが、大体ほかの国は全部賛成して、日本も賛成してゐるわけなんです。それが現在、今日沖繩問題で非常に問題になつ

ておるわけなんです。つまり日本政府は植民地解放宣言に賛成してゐるのに、なぜ日本の領土の一部である沖繩問題を国連に訴えないかというようなことが、沖繩の日本国民百万人の要求に現在なつておるわけなんです。それから、また、その一つの態度の違いの例ですが、さつきこれも初めの点でお答えしましたが、ソ連、ポーランド、チェコは、この朝鮮問題決議に対する態度が日本政府と正反對です。こういう点もやはり国によつて違ふといふことの一つの例です。しかし、政府としてはそれを同じであるかのように衆議院ではおっしゃつてゐます。こういう点をきより繰り返し指摘したわけでありまして。

以上でございます。

○委員長退席、理事草葉隆園君着席

○長谷川仁君 あなたがいまおっしゃつたことに對しまして、また私も反発する材料もありませんけれども、先ほど申したとおり、討論じやございせんのであれしたいのですが、はつきり申しまして、あなたのこのいわゆる藤島論文といふものは、日韓条約反對論の一つの私は重要なデータになつてゐると思ひますので、きょうはこの論文を取り上げてあなたにお伺ひするし、私も、実はこの間の特別委員會で、あなたのこの国連決議による体系づけ——私、ここにメモしてありますが、この体系づけによつて、すなわち、あなたのおつちやつてゐることは、この決議はそれだけで孤立・完結してゐるのじゃないのだと、国連における朝鮮問題決議の全論理体系の基礎となつてゐる、こういうところからあなたのお説きになつてゐるわけなんです。私は、その前文のところをひとつあなたにお伺ひしたいわけなんです……

○理事(草葉隆園君) 長谷川君、なるべく発言の内容についての御質問にしてください。

○長谷川仁君 せんじ詰めれば、前文は、国連憲章の原則に従つて緊密に協力することが国際の平和、安全のために重要であるという意味に言つておるわけなんです。ところが、藤島先生は、平和、安全のために協力するのだと、こう言つておるわけ

なんです。この解釈は、何ですか、あなたが、この文章の中で見ると、この前文のかきカッコを巧みにあなたの論理の方向へ持っていくおるような気がしてならないわけなんです。ご意見を、この点についてひとつあなたの御見解をお伺いしたいと同時に、それに関連しまして、この事前協議、これに関連して事前協議もできれば協力もできると、こういつているのであります。この事前協議にいたしても、これはもうすでに御案内のとおり、岸・ハーター交換公文第三項によつて、これは事前協議することになってゐる。ところが、あなたは事前協議することは必要ないのだと、こういふふうにおっしゃる。

〔理事草葉降園君退席、理事松野孝一君着席〕それから、もう一つは、これもやっぱり私お伺いしたいことは、この協力ということについてあなたは何か束縛を受けるというふうにおっしゃつておるのでございますが、この点について私はお伺いしたいと思ひます。

○公述人(藤島宇内君) この前文をおあげになつておりました、前文にあがつておられます。ううふうな原則というものは、いろいろなやうな国際条約に出てまいります。それは、たとえばソ連と北朝鮮と結んでおるのにも出てまいります。それから、日本とアメリカと結んでゐる安全保障条約にも出てまいります。ただ、日米安保条約なんかと違ひます。この日米安保条約があらまには軍事事項——集団的、個別的自衛権の条項で、これを書いていないという点が違ひと思ひます。ただ、その場合に、これを書いてはおられませんけれども、しかし、それに抜け道が与えられておるといふふうに私は思ひます。それは、この国連憲章の原則による協力というものは、外務省の考え方によりますと、日華平和条約と同じく、国連憲章の第二条で、この第二条というものを、ソ連やポーランドやチェコなどの場合のように限定してあります。話はわかるのですけれども、日華平和条約や今度の日韓基本条約には、その限定がないように思ひます。そうしますと、この第

二条の第五項にこういふことがあります。「すべての加盟国は、国際連合がこの憲章に従つておるいかなる行動についても国際連合にあらゆる援助を与へ、且つ、国際連合の防止行動又は強制行動の対象となつてゐるいかなる国に対しても援助の供与を慎まなければならない」といふことがあります。そうしますと、たとえばこの国連の強制行動、防止行動、朝鮮に対するそういう行動に日本は賛成してゐるわけですから、そうしますと、この在韓国連軍というものは、在韓国連軍あるいは在日米軍が韓国に移つた場合もそうなりますけれども、これは国連軍の地位に関する協定にも明らかにされてゐるに、朝鮮戦争が始まつたときの一九五〇年の六月二十五日、六月二十七日、七月七日の、つまり北朝鮮を平和の破壊者と規定した決議、それから、今度の第二十回国連総会で問題となつておられます中国を侵略国として規定した決議、これに対しての対抗関係によつてつくられてゐるということがはつきり明記されておられます。そうしますと、そういう強制行動に対する協力と、それから、相手になつてゐる国に対して援助の供与をつつしまなければならないといふことになりまゝ、これを根拠にして、たとえばあの吉田書簡のような問題も出てくると思ひます。それから、最近、まあ北朝鮮との貿易で業界が非常に要望してゐるのは、やはり延べ払いの問題ですが、住友銀行をはじめ、積極的な銀行も多いわけですが、延べ払い援助といふことで、延べ払いも、延べ払い援助といふことで封じられるといふふうなことも当然起こつてくる。それから第七項に「この憲章のいかなる規定も、本質上いづれかの国の国内管轄権内にある事項に干渉する権限を国際連合に与へるものではなく、また、その事項をこの憲章に基く解決に付託することを加盟国に要求するものでもない」といふふうに、内政不干渉の原則といふものはここにありますが、その次に、「但し、この原則は、第七章に基く強制措置の適用を妨げるものではない」といふ抜け道が入つてゐるわけだ。

で、強制措置とは何かといひますと、朝鮮に対しては在韓国連によつて強制措置がとられてゐるわけだ。それに対する、それをささえてゐる朝鮮問題決議に日本は賛成してゐるということがあるわけだ。ですから、それに拘束されることになるのではないかと、いふふうに申し上げておる。

それから、事前協議の点ですが、この事前協議といふものがどういふ意味を持つかといふことは、ここに上村伸一さんという外交官の方が、安保国会のときの政府答弁を基礎にして本を書いておられます。これは時事通信社発行の「相互協力安全保障条約の解説」といふ本ですが、この中に事前協議の意味をこういふふう書いておられます。「そこで、わが国が国連加盟国として、国連憲章第二条第五項にある国連の行動に対する援助義務を負つてゐることが、事前協議の際に出で来る国連軍たる米軍の行動に対して、いかに影響するのであるか」といふ問題が出て来る。この憲章第二条の義務は、一般的義務であつて、具体的に個々の場合にどうするかといふことが必然的に直ちに出来て来るわけではないが、国連の決議、行動に対して援助を与へるとの一般的立場に立たなければならぬといふことは、いふまでもない。しかし、国連の決議は、現在のところ総会の勧告によつて行なわれると考へれば、加盟国としては、その勧告の提案に對し賛否のいずれをとるか、また、成立した勧告に對して従ふかどうかを自ら決定する自由を持つわけであり、日本としては常に国連に対する援助といふ基盤に立ちつつ、具体的な措置は国連との話し合いによつて個々に決定していくことになる。

その場合に日本が国連の要請を一切承諾しなければならぬといふことはないのであり、日本は自己の自主的判斷により、国連憲章の立ち場と日本国の安全という立ち場その他の諸事情を勘案して決定するわけである。」「こういふふう書いてあります。私は、この上村さんが書いてゐる通りに、国連の要請を一切承諾しなければならないといふこ

とはないと思ひます。これは勧告決議ですから、朝鮮に対する強制措置は、ところが、これに對して日本はすでに賛成をしておりますし、それから、佐藤首相は、この間の十月二十七日の小坂元外相との討論の中で、こういふふうにおっしゃつてゐるのです。「この点では、いわゆる国連中心主義、御都合のいいところだけつまみ食いするやうな考え方ではなくて、全面的に私どもは、国連中心主義、国連の決議をどこまでも尊重していく、こういう立場であるのであります。」といふふうになつております。そうしますと、一九四八年決議だけをとり出して、それだけなんだといふふうな理屈はなかなか通らないのではないかと。現実にこの一九四八年の決議といふのは、一九五〇年の十月七日総会決議、第五回総会ですが、この中でそのとおり繰り返されてゐるわけだ。どういふふうに繰り返されてゐるかといふと、初めのところをちよつと読みますと、「国際連合臨時朝鮮委員会が觀察し、且つ、協議することができたところの、朝鮮人民の大多数が居住してゐる朝鮮の部分に、有効な支配と管轄権を及ぼす合法な政府(大韓民国政府)が樹立されたこと、この政府が、朝鮮の前記の部分の選挙の自由意志の有効な表明であつたし、また、臨時委員会の觀察した選挙に基くものであること、この政府は朝鮮における唯一のこの種の政府である旨の千九百四十八年十二月十二日の総会の宣言を想起し、

国際連合の兵力が現在、国際連合加盟国は、武力攻撃を撃退し、且つ、その地域に國際の平和及び安全を回復するに必要な援助を大韓民国に提供すること、千九百五十年六月二十五日の安全保障理事会の決議に続く千九百五十年六月二十七日の安全保障理事会の勧告に従つて、朝鮮において作戦してゐることに留意し、その次に、「前記の総会諸決議の主要目的が朝鮮の統一された独立の民主的政府の樹立にあつたといふことを想起し、

1 次のとおり勧告する。

(a) 全朝鮮にわたつて、安定した状態を確保するためにすべての適當な措置をとること。」といふ

ふりにあるわけですが。こういう点で二つの決議は密接に結びついているわけです。この決議をいわゆる三十八度線突破決議というわけですが、この一九六三年十二月十三日の第十八回総会では、日本政府は積極的に賛成討論に立っているわけです。

それから、なお、そういう問題について関連したことを少し申し上げます。十月十七日、十八日にイギリスのステュアート外相は韓国へ行かれたのですが、このときに韓国の李東元外相と話をした。朝鮮問題決議を今度の第二十回総会ではたな上げする相談をしたということが韓国側の報道として出てくるわけです。そのときのソウルからの報道によりますと、これは毎日新聞ですが、これはつまり国連で非常にあやふやになってきているということなんです。この決議は、そのために今度も第二十回総会にこれが上程された場合には、韓国軍のベトナム派兵という問題が新興諸国の反感を買っているということもある。得票率は非常に減るかもしれない。六十三年の第十八回総会では得票率は五九%ですが、それが非常に激減するかもしれない。そうすると、これまで韓国政府が言ってきた、あるいはアメリカ政府が言ってきた国連方式による統一ということもたいへんあふなくなってくる。もし現在国連方式の統一をやっても、どうも韓国としては困るというふうな点からそのたな上げに賛成したというふうな報道が出てきている。で、日本としてはそういう問題に対してこれをどういうふうな立場で処理するのか。つまりこれは強制措置ですから、いつまでもそのままでいいということではない。必ず将来も国連ですべて問題になってくる。それに対して日本政府がたまたアメリカに賛成しているだけで、たとえばアメリカと中国との仲介というふうな努力をとるという意味で国連でも少しアメリカと違った線を出すというふうなことはできないものだろうか。それがまたさつき言いましたように、ソ連やポーランドやチェコと同じだとおっしゃったその間違いをただしていく道にもなるというふう

に考えております。

以上でございます。

○長谷川仁君 藤島先生、反対論の論拠をいろいろ聞かしていただきまして、また、私もこれ

を検討してみたいと思います。まだ質問もござい

ますが、あとまだ質問者がたくさんおられるよう

でございまして、私の質問を終わります。

○森元治郎君 高野先生にお願いします。これ

らお伺いするのは、国会で問題になって、どうも

はつきりしなくて今日まで残ってきた問題です。

一つは、日本がこれから条約を批准して、この

という韓国というのとは一体どんな国なんだろうと

国民が聞いた場合、それは朝鮮の半島にあつて、

人口がどのくらいで、面積がどのくらいだと、国

境は鴨綠江で、南は済州島をはさんだあの海であ

ると、玄海灘のところまで、こういう説明を、

そういうことを聞きたいのです。というこれは、

そこに条約局長も来ておりますが、われわれは国

際法学者じゃないので、衆議院で戸叶君も、領域

というのほどでございまして、よく聞くと、この

条約は領域には関係していません。いくら聞いて

ても御返事がないのです。私は学者じゃありません

から、ひとつ先生からその間のことを伺いたい

のです。いわゆる常識的に、韓半島全部が韓国の

テリトリーであつて、休戦ライン以南がエーリア

に相当するかどうか、そういうことを伺いたい

のです。

第二点は、この条約は、もうどなたもご存じの

であります。これは形式論であります。

第三点は、条約は効力がもはやなくなったとい

う第二点の問題であります。たいへん大きな問題

でもないとおっしゃる方もある。もしらぬが、私

の質問はこういうことです。韓国だけに失効した

んだというのでは、残る北に対してはどういう関

係になるんだという、はつきりしないんです。

そして政府側のこれに対する答弁は、昭和二十三

年八月十五日の独立をした日、これが併合条約の

効力がなくなった日でありまして、私たちは、分

されたんですから、日本から引きちぎられた日、

あるいは引き離れた日、すなわち、昭和二十年の

終戦の日、その日付はポツダム宣言受諾を申し入

れた九月八日という日もあろうし、九月二日のミ

ズリー号上の降伏文書にサインした日もあるで

しょうし、あの日のほうが適當ではないかとい

うんです。その理由は、政府でも皆さんでも、三

十六年間の朝鮮との不幸な関係といえます。数

えてみると、どうも一九四五年で終わっているよ

うなんです。自然に、一九一〇年併合条約があ

ったとするならば、三十六年という、くしくも終

戦の年に合ふんじゃないか。

また、もう一つ先生に伺いたいのは、こういう

分離国家との話し合いの場合の相手に何かこちら

から言うことが通ずるような機関、すなわち、政

府ができなければ失効ということは通達できない

のか。私はしろうとと考えからいけば、分離した

日、もう空中に向かつて、朝鮮に向かつて失効し

たで済むんじゃないか、そのほうが全朝鮮民族に

与える感じはよろしいんじゃないか。政府のほう

日までできてしまったのですが、国連決議をほんと

に引用するならば、やはり決議の内容——私は

教えたんで、外務省の翻訳によれば百七十一字ぐ

らいでその決議の内容を書いているんですね。そ

れをそっくり入れたらもうとばかりするんじゃない

か。そうすればあとのほうに「合法」「唯二」

なんという変なつけたりはとらないで済むんじや

ないか。決議に示されたような政府であるとい

うことで済むんじゃないか。もちろん韓国側がそれ

で聞かなかつたでしょうが、決議という以上は、

それだけ全部書かなければ決議じゃない。日本の

決議を書かないで、示されたようにというだけ

で、管轄権が南である、南だけの合法政府である

というところをこまかくして、全朝鮮の代表である

のごとく、日本から見れば南だけですよという念

を押して——そんなふうなふうに利用した形跡が

あると思うんですが、これは全文を掲載すべきで

ある。「合法」「唯二」なんという字は、そんなも

のではないんですから、決議には、別の場所に書

いてあるんですから、くつつけるべきではない。も

しこのままとするならば、三条というものは私は

効力がない、こんなふうな感じがいたします。そ

の点について御返事をいただきます。たとえば参

考のために申し上げますが、北朝鮮の人口は、一

九六二年韓国年鑑なんか見ますと、北側は、休戦

ラインの北には一千四百四十万、南が二百六十二

万あります。面積は、北が十二万平方キロ、南が

九万平方キロ、これだけを御参考までにつけ加

えます。

○公述人(高野雄一君) なかなか法律的にもむず

鮮全体が一つの国というのが当然であります、その日本がまだ講和条約を結ぶ前に二つが分裂し、独立し、そうしてその後にはサンフランシスコの条約で朝鮮を放棄し、その独立を認めるということになったわけですから、日本としては、正式にはそこで独立を認めたことになるわけで、その独立を認めた政府との間に、その後代表部などの事後的な関係を通じて、今回正常な外交を樹立する条約を結んだ。これを分離国家とあるべきでありますから、なかなかむずかしい点でありますけれども、大体その相手国としてどういふものを国家として承認し、それと条約を結ぶかという場合に、政府とかその支配区域とかいふものが確立していなければ、それは相手とすることはできないということがあります。ですから、その朝鮮の全体が日本から分離し、独立するということ、日本は承認したわけでございますけれども、じゃ日本が国家として承認し、それと今回条約を結んだ相手方の韓国は一体何だということになりますと、それはその朝鮮全体に支配権を確立しているのでもない。あるいは、また、独立を認める朝鮮がそれが二つの形で割れた、その両者を承認するわけでもない。片方が国連の決議を受けて、そうしてまあ南半分に現実の支配権を確立している。それに基いて、その国との今度の基本条約前に、韓国代表部等を通ずる事実上の関係が生じ、正式には今度の基本条約でそれと正式の関係を樹立したという意味において、やはり今度の条約の相手側はその支配権を確立している、それが国連によっても認められた、それが今度の韓国である、条約の相手方である。したがって、問題は、北の問題については残されている。朝鮮が全体として日本から分離し、独立することは認めただけけれども、今度の条約の相手方としてその独立を承認し、国交を結ぶというのは、問題を北について残している。そうして支配権を南半分について確立しているそれを相手として結んだというふうに解するのが最も妥当だろうと、こう考えます。

それから、第二の御質問は、ちよつと私も正確につかんでないかもしれませんが、今度の協定についていろいろ見解の、解釈の違いがある。これは私も国会の討論なんかを通じて、非常に両国会での説明が違つたわけでありまして、この際、どういふ説明が正しいか、御質問だつたと思ひます。

○森元治郎君　そうです。

○公述人(高野雄一君)　これは四つの協定や何かについて、ある程度は附屬書とか交換公文というのがある。それと、それがその役割を果たしていると思ひます。けれども、今度の協定の条約のうちに、調印された後にその解釈が違つたといふのは、まあそうであるものではないと思ひます。ただ、条約を結んだ後に、それが当事国がそれぞれ解釈権を持つものでありまして、その点である差異が出る。その差異が一切払拭されるような意味での合意が別に何か取りつけられていない、これは申せません。これはまあ条約としては一般には合意ができていない部分が多いという意味においては、条約として非常に妥協的な条約、非常にいい条約とは決して言えない、こういうふうに申すべきであらうと思ひます。

「理事松野孝一君退席、理事草葉隆國君着席」

それから、第三点、旧条約に関する御質問だつたと思ひますが、これは旧条約がいつから失効したか、これは一〇〇%どこで失効するといふ問題は、場合によつて非常にむずかしい場合もありまして、今度の協定についていへば、敗戦の際にその旧条約の内容と客観的に矛盾する状態が生じたといふことは、旧条約の効力が実質的に失われた、旧条約といふものが適用されない状態になつたといふことは申せられるのであります。これが現実で失効するといふのは、やはりそこに国家の独立が認められ、特に日本との間においては、それが承認される最初の段階においては事実上の承認、それから今度の基本条約による正式の

国交回復という段階を踏んでいると思ひます。確かにその最初の段階においてその条約の効力が実質的に失われるといふのは、それと矛盾する状態が事実上日本の降参によつて確定したといふときにその実質的な効力が失われる、ただし、正式には、それが後に独立により、さらに国交回復により、今度の条約に確認される、そういう段階をやはり踏むとみるのが適當ではないかと考へます。

それから、いまの点について、なお北との関係がどうかという点であります。これはやはり北との関係は、この問題についても形式的には問題が残る、北については将来それが南に吸収されるのか、あるいは北にも一つ政権ができて、それが国という関係を持つに至るのか、あるいは、また、北に国ができて、それが南にとつてかわるのか、可能性としてはそれはいろいろ考へられます。北については、結局その旧条約の失効といふことをまた同じような形でやるのかもしませんが、けれども、失効については北との問題はどのような形で失効させるかといふ問題はやはり残つていて問題があると思ひます。もちろんその条約の失効と申しますことは、二国間で失効させればその条約は一般的に失効したといふ効力を持つわけでありまして、けれども、特に第三国関係においてはそうでありまして、この北の場合は、その条約を失効させるについての相手方となるかもしれないといふ意味で、事実に残されている部分があるものでありますから、その意味においてはやはり残されているものがあるといふふうに考へべきものだと思ひます。

それから第三点の点であります。第三点の点の引用のしかたであります。これはまあ実際の者の取り引きの問題だつたと思ひます。これは日本立場からいへば、あの前文が引用されていることが、よりよい日本の立場を貫く条約になつたと思ひます。ただ、不完全であります。とにかくそういう形で、カッコに入れた形で引用したといふことは、なおそれを基礎に、日本が考へるようなことを主張する法的な基礎としては引用し

得ると思ひます。

○森元治郎君　ちよつとこつちの人から、公述人の方々がだいたい疲れているのでよろしくというから、一つだけ。

これがわからないんですよ。韓国というのは一体どういふ国か。これが教科書にでも書いて、年鑑にでも書いてあるときに、そんなことで長いことを書くんですか。かりに年鑑があれ、新聞社の年鑑。面積が幾らでどうだと書くときに、いまお話しになったようにえんえんと書いていたら、これは国際法学者でなければわからない、韓国には、領域、領土といふものは、そういう名前には要らないのか、ないのか。国境といふものはないのか、一人人口が幾らなのか、これはどういふふうに、私はよくに帰つて、韓国について説明してくれといわれたら困るんですが。

○公述人(高野雄一君)　それは韓国の説明を五十字でやれ、あるいは二百字の原稿で書けといふことで、多少違つてまいりますけれども、最も簡単に申せば、やはり現在の時点において南半分を管轄——これは実質的に領土と申してよろしいと思ひます。

○森元治郎君　それは領域は英語で、この場合はエリアですか、テリトリイですか。

○公述人(高野雄一君)　テリトリイと申して実質的にかわらないと思ひます。これは、結局国連の決議を背景にしておりますから、将来それがふえとか減るといふ問題が、同様に国連の決議で認められれば、それに従つてあります。現時点に在る限り、現在支配権を握つてるところが実質的に領域である、国家である、簡単に説明するならば申すのが一等妥協だと思ひます。

○二宮文造君　公述人の方々にたいへん長時間貴重な御意見を伺つてきたわけですが、なお、若干の点についてお伺ひしたいと思ひます。

主要な論点につきましては、ただいままでにはぼろぼろにされてまいりました。ただ、問題は、いまこの日韓の案件が十一日の自然成立とい

うのを前にしまして、その直前にあつて、ここ十日間、一週間の国会の審議あるいは国民の世論というものが非常に貴重になつてまいりました。そういう時点を踏まえまして、私は、賛成の意見を述べられた、主としてお三方になお簡単に御意見を伺ひたいと思つていますが、まず、最初に大平先生にお伺ひしたいことは、結局大平先生が冒頭に述べられましたことは、この条約といひ、あるいは協定といふものは不合理な欠陥を含んでゐる。だけれども、これまでの日韓両国の事実関係といふものを見て、この辺の条件で折り合つたほうがいいではないか、こういう冒頭に御意見がありました。さらにそれを受けて、はたしてこの批准をおくらして見ても、韓国の国民感情の過熱といふか、日本に対する反感といふもの、あるいは日本に対する感情といふものは除くことはできない。おくらしてみても同じだ。だから今時点において批准をすべきではないか、こういうふうな御意見のように私は承つたわけですが、

そこで、私お伺ひしたいんですが、いまる指摘をされましたように、この条約には、両国政府の条約あるいは協定に対する解釈の食い違いといふものがあります。幾ら日韓両国民の友好をはかりうとしても、この締結の当事者である、権威を持つ両国政府の見解が食い違つたままでは、はたして言うところの日韓友好が進むかどうか、むしろ、いまも高野先生から御意見があつたんですが、全般的に合意に達するといふことはむずかしいとしても、いま両国政府でなすべきことは、この食い違いについて調整をすべきではないか、それがこの条約を通して日韓両国民の友好を進める一つの力になる、こういう意見があるのですが、この点について大平先生の意見を伺ひたいこと。といひますのは、もしこのままいくと、必ず両国政府の解釈の食い違いからネックが出てくる、かえつて悪化してくる、こういう心配が出るわけだ。

さらに、第二段の問題として、韓国国民の感情の過熱といふものを、これ以上おくらしても、そ

れをやわらげることはできないという御意見に對しては、今度は逆に、ならば、このまま進めても、言うところの日韓両国民の友好といふものは進まぬのじゃないか、むしろ対北朝鮮の関係あるいはアジア全体の問題として多くの問題点を含んでゐるこの条約の批准といふのをおくらして、事実関係の上から両国民の友好といふものを開いていく道をとつたほうがより妥当ではないか、こういう意見があります。この二点について、大平先生の御意見を承りたいと思ひます。

○公述人(大平善梧君) 私は、欠陥があるといひましたが、重大な欠陥はないと思つてゐる。そういうふうな考へてゐるわけでございます。ただ、その食い違いが、解釈の相違、特に両当事国の政府が国民に對して説明をする、そういうことが違つてゐる面がある。実はそこが食い違いを生じたゆゑんじゃないでしょうか。したがつて、国民に對する関係においては、両方ともいい顔をしておる面がある。しかし、私は、いい顔といふことを除いてみますと、私、それほど大きな食い違いは実はないのじゃないか。たとえば、事実上支配してゐる管轄と、こういうものは、それは何だといへば、向こうだつて三十八度線、休戦協定のラインの南であるといふことは認めざるを得ない。しかし、それを、その事実、そのセクションを使つて将来、いふ現在も北まで支配してゐる、全韓国半島を支配してゐるというの旗じるしはおろすわけにいかないといふところだと思つてゐる。したがつて、いまさらその管轄の問題は、現に支配し、将来支配するであらうな地域に限るといふようなことをのませるといふことは、外交技術として、私は決して賢明ではないだらう。外交は一つのテクニクでありますから、私は、そういうことを言つて、もう一度おくらせる必要はなからう、こういうふうに考へておるのではありません。したがつて、今後そういう問題が起るかもしれない、ネックになるかもしれない。しかし、これはやはり双方の態度いかんによるので

ありまして、日本は、大国的な立場といふと、少し大げさになりますが、おおよそにかまへながら、現実に着々とやつていく道もないわけでもあるまい、こういうふうに考へておりました、今後の外務当局の御苦勞をいまだから察する次第であります。

それから、第二段であります、感情の過熱の点、この点につきまして、私は、韓国国民性の中に感情の振幅性がある、幅がある。だから、非常に急に爆発すると思つて、非常に静かになるという面があるのじゃないか。これは私は半島性といふことは考へておるのでありますが、大きな勢力に對して自分の力だけで最後まで獨立して反抗するといふことは、いままでの歴史から見てもないのであります。それはできないんです。中国大陸といふ大きな勢力に對しては、反抗はしながら、獨立を主張しながら、大勢順応というふうになつてゐる面がどうも歴史的にある。

【理事草葉隆國君退席、委員長着席】
そういういたしますと、私は、もうすでに日本に對して韓国国民は顔を向けつつある。特に経済協力に關係ある面のはうにおきましては、団体として、条約賛成といふふうな、いろいろ声明も出しますし、広告もしておる。で、そういう人たちの期待、もうすでにこちらのほうに顔を向けてゐる人たちの期待をやはり考へてみるならば、私は、この辺でやはり批准をして、意を開くべきである。意を開かないのに、心の結びつき、感情の融和といふことはできない。

○公述人(大平善梧君) 私は、今後ネックになる問題があるとしたら、日本が北朝鮮に對してどういふ目を向けるか、色目を向けるかという外交政策によると思つてゐる。この政策をどういふふうな日本がとるか、今後の問題でございます。たとえば日華条約ですね、台湾との。国府との条約の中に交換公文で、現に支配し及び将来支配する地域といふことに効力を限定しまして、あれだけ明確にして、なるべく日本としては本土との接觸を密にしたいといひながらも、あれだけの公文をとつておきながらも、やはり中国と日本が接觸する場合はいろんな摩擦が起つてくる。そう

ありまして、日本は、大国的な立場といふと、少し大げさになりますが、おおよそにかまへながら、現実に着々とやつていく道もないわけでもあるまい、こういうふうに考へておりました、今後の外務当局の御苦勞をいまだから察する次第であります。

○二宮文造君 いまの大平先生の御意見に對して、さらにもう一つ折り返してお伺ひしたいのですが、両国政府の解釈に食い違いがある、それは、それぞれ両国民に對していい顔をしておるからである、したがつていい顔をしておる面を取り除けばたいした食い違いはないと、しかしいま日本の国内で、われわれ新聞を読み、あるいは雑誌をとらえて判断をし、かつまた議論もいたします。そういう場合に、いま日本の国民としては、両国政府の解釈の食い違いといふものが、この条約を批准することによつて得られる効果に對して非常に疑問を持つておられます。そこで重大な食い違いはない。しかし、それぞれいい顔をしておるから食い違いがあるように見える。さて、その食い違いについて、今後の友好關係を促進するためには、お互いが調整したほうがよろしいと思ひますか、現時点において、その必要はないと、こういうお考えをお持ちですか。その点だけ簡明にお伺ひしておきたいと思ひます。

いう摩擦は私はやはり起こるだろう。これはむしろ
る条約論ではなくして、今後の日本の外交政策で
あり、かつ、北との間の接触は、私はなるべく現
状維持以上に進めたいという考えを持っております
するが、こういうことについて、ネックはそこに
あるのではないかと、いろいろふりに考えており
ます。したがって、いまの段階におきまして調
停——いろいろ話し合いを再びして、はつきりと
その点の証文を出せといつても、向こうは出しま
せんと思はれます。また出させたとしても、そ
れだけの効果はないだろう。これは大きな政治的
な力量、政策が必要だと思ひます。(拍手)

○二宮文造君 その問題を受けて、次に久住先生
にお伺いしたいと思ひますが、先生の御意見と
しましては、主として軍事的な面をとらえまし
て、まず第二の朝鮮戦争は起こらない、さらに米
中戦争は起こらない。したがって、この条約ある
いは協定においても、そういう軍事的な側面とい
うものは含まれてないのだから、したがって日韓
条約を批准してよろしい、こういうふうな御意見
のように承つたわけですか。で、私も日本の国民
としまして、それは確かに朝鮮の南北の対立の問
題、あるいはベトナムの問題というのも大事な問
題でございます。アジアの平和ですから。しか
し、いま私どもが日韓案件を目の前にして問題に
しておりますことは、それとからんで、日本は北
鮮とどうすべきか、あるいは中国とどうすべきか
というものが、国民の中に疑問となつて出てま
ります。その点について、補足説明のようにな
つたら承りたい。現在の政府の答弁を頭の中に
描きながらひとつ御意見を聞かしていただけれ
ば幸いです。

○公述人(久住忠男君) 先ほども申しましたよう
に、善隣外交という原則から申しまして、いかな
る国とも善隣友好関係を樹立するということは、
わが国の安全、繁栄、あるいは将来の発展のため
にまことに必要なことであると思はれるもので
ございます。

そこで、今回の日韓条約に次いで、次に北朝鮮あ
るいは中共とどうするかという問題でございます
が、相互的な関係もございまして、あるいはいろいろ
な関係もございまして、原則的には、政治
的に経済的にわが国に対して脅威を加える、あ
るいは軍事的な脅威を加えるといったようなこ
ろがなく、これがわが国の国家的利益、ナショ
ナル・インタレストに合致するということにな
れば、当然これは友好関係を増進する努力をする
必要があると思ひます。ただ現在のところ
ろ、政治的に経済的にこれらの国と日本の国との
友好関係を結ぶということが、わが国の利益にな
るかどうかというところにつきましては、国民の大
部分に相当疑問を持つ向きがあるのではないかと
思ひます。そういう意味で、急速にそう
いう問題が展開するとは私は考えておりません。

また、これについて申し上げなければならぬ
のは、いわゆる国連の平和機構とか、あるいは集
団的な安全保障機構とか、そういう問題の關係も
これにからんでくるわけでございますが、これは
直接の両国の取引とは關係ない問題であります。
そういう点から申しまして、原則と現実というも
のの勘案というものが、この段階においてわれ
わけてはやはり必要ではないか、かように考
えられております。

○二宮文造君 時間がございせんから、次に中
保さんにお伺いしたいと思ひますが、冒頭にたい
へん国会に對するきびしい御批判がございま
した。条約案件を審議するにあたって、当初から絶
對阻止とか、あるいは賛成とかという路線に向
かつて進むのであれば、最後は数が決定する問題
だ、もう議論する必要はないではないかというふ
うな御意見がございまして、確かに各政
党には政策がありまして、その政策に向かつて進
む一つの党の戦い方というのがあるといふことは
私も承知しております。ただ、私いま問題にした
いことは、そういう国会の審議を通して、国民が
いま日韓案件についてどう理解をしようとして
いるか、国会はそれをさせるべきではないか、そ

の認識をする材料を国民に与え、政治意識を高揚
させるといふことが国会の仕事であり、かつ、こ
ういふ重大な問題に取組んだ政府の姿勢でもあ
ると思ひます。私そういう面でも非常に、この参
議院における経験を申し上げるわけですが、政府
は、韓国政府と、それから日本の政府との間にこ
ういふ解釈があるじゃないかと申しますと、日本
の政府を信用しない、この一本やりです。そう
するにわが国の国会議事録、これはすでに入手し
るにもかかわらず、権威のある資料として提出し
ません。あるいは野党のほうから非常に貴重な資
料を求めても、資料も提供しません。あるいは今
度は経済協力の問題は、これは日韓の今後の友好
というものを進めていくのに非常に大事な問題で
す。これが成功するか、あるいはアメリカのように
失敗に終わるかというところは、私どもこの案件で
審議するときに常に想起しなきゃならぬ問題で
す。その経済協力がはたしてどういふふうに進ん
でいるか、現に無償供与の三億ドルを対象として
数件のいわゆる借款が成立しつつある。あるいは
民間信用のものについても借款が成立しつつあ
る。その部分についての政府が現時点においてつ
かんでる資料、これを提出したいと言つても
出ない、出さない。こういうふうな政府の姿勢
で、国会の答弁が、一つのきまつたレコードを回
すにすぎないような答弁で、これで国民に日韓案
件の真実の姿というものを知らせることはできな
い、私どもはそう思ひます。したがって、そう
いふ政府の姿勢に對して、まあきょうは公述人と
しての立場で来られた中保さんに、政府は国会の
審議に對してこうあるべきではないかというふう
な御意見があれば、あわせてお伺いしたいと思
ひます。

○公述人(中保与作君) 最初はなほだひどいこと
を申し上げたようですが、要するに御意見は私と
同じで、審議の過程において、国民に議題の中身を
十分に知らせるという意味から申し上げたわけ
ですが、私にまずお尋ねくださる点は、日韓両国
が、韓国の管轄権について意見の相違がある、解

釈の相違があるということに對してどう思ひか
という意味だろうと思ひます。それについて少し私
は、政府側の説明と私の考え方とは違ひるので、で
きるなら政府はこう説明すべきではないかという
ことを、この機会に言ひたいのです。

というのは、条約においては、はつきりと国連
決議百九十五の(四)に示されたとおりと書いてあ
る。つまり朝鮮人民の多数居住しているこの種の
地域における唯一の合法政府であるという意味の
ことを書いてある。しかるに韓国では、韓国憲法
のたてまえから言つていふのでございまして、御承
知のとおり、韓国憲法は、大韓民國は韓半島及び
属島嶼に及ぶと書いてある。ところが北朝鮮の憲
法にも、朝鮮半島全体をわが領土としておるだけ
でなく、ソウルを首都としておる。そうして自分
たちの現在根拠を置いておる平壤を仮首都として
おるような積極的な態度をとつております。した
がつて、韓国政府としては、自分の国会内ではや
はり韓国憲法のたてまえを主張せざるを得ない。
そこに私は韓国政府の苦衷があると思ひます。
しかしそれを日本に押しつけようとしていふので
はないのでございまして、日本と韓国の關係にお
いては、あの正式に調印された条文に従つて解釈
していくよりほかはない。向こうはそれを日本に
押しつけているわけでもないから、その辺のことは
私は問題はないじやないかと思ひます。韓国政府の
立場も考えて日本はおおらかな態度で話をしてい
くべきじやないかと、こう考へる次第でございま
す。——さうでございまして、さうでござい
ます。

○二宮文造君 私の質問とお答へが違ひする
が、最初に国会の審議のあり方について公述人の
のとつていふ国会に對する、というところは国民に
對する、この日韓案件を教えていくといふこと
か、知らしめていくといふことか、そういう努力
がなされてないじやないか。たとえば資料の提
出の問題につきましても、経済協力だとか、ある
いは韓国の政府はこう解釈しているとか、非常
重要な条約の内容に至る資料についても政府は提

出しない。こういうふうな政府の、国民に対する、国会に対する姿勢というものについて、中保さんの御意見があれば承りたい、こういうことなんです。

○公述人(中保与作君) どうも、御趣旨はよくわかりました。政府がいかなる腹がまえであるのうな態度をとっているか、私は政府の人間ではないから何とも申し上げかねるのでございます。けれども、でき得るならば、なるべく率直に皆さま国会でもありますが話されたほうがいいのではないかと思います。いまの憲法上の解釈なんかでも、韓国ではどう言っているのは間違いない、そのとおり言っているけれども、事実はどうだということでは私は話されたほうがいいのじゃないかというふうに私は申し上げたわけなんです。

それから経済協力の問題ですが、無償経済協力を前提としてすでに幾つかの話し合いができていて、これは聞いておられますが、実際にはたして調印ができたかどうか知りません。しかし、あの経済協力は、最終的にはたしか合同委員会によってきまるのでございます。それまでは最終決定を見るに至らないんじゃないかと思えます。そういう過程にあると私は見ておるのでございます。

○二宮文造君 どうもありがとうございます。○委員長(寺尾豊君) 伊藤道君。——これは私ちょっとお断わりするんですが、公述人の皆さん方もたいへん長時間にわたっておられます、もう時間も相当過ぎておりますから、簡単にひとつお願いいたします。

○伊藤道君 時間の関係もございいますから、要約してお伺いいたします。

まず、藤島さんにお伺いしたいと思いますが、先ほどあなたの発言の中に博多港に運送した御発言があったと思います。それは、米軍から、博多港の埠頭を専用したい、二つには武器、弾薬を陸揚げするために自由に使わせてほしい、こういう要求がなされたけれども、市当局は超党派で反対しておると、こういう意味の御指摘があった

と思えますが、そこで、まずお伺いしたいのは、一体米軍は最近どのような要求を何のために出しているのかという点、それから次の点は、このような問題に関連した問題ですが、特に北九州に地域の要求を出して、他にも米軍がこのような類似の要求を出してあるものがあるかどうか、もしあるか、おそれると思えますが、それと、第三点としては、これら一連の米軍の新しい要求は一体何を意味するのか、この点について要約だけをお教えいただきたいと思えます。

○公述人(藤島宇内君) 博多港の問題ですが、それは、私のさっき言いましたことは、八月十二日の毎日新聞に基づいています。毎日新聞の福岡発の記事なんですが、これによりまして、こういうふうにあります。「米軍が福岡市に対してこの博多港で武器弾薬を揚陸したいと申し入れ、市当局は拒否した。これは別に、「博多港の一部岸壁の専用」を「化の申し入れ」もあり、革新政

党は「福岡市をベトナム戦争の軍事基地に仕上げるもの」として十一日の市議会本会議で緊急質問を行なった。「市議会が明らかにされたところによると、七月中旬、在日米陸軍輸送隊南部日本地区輸送事務所司令官レイモンド・ライト少佐が、福岡防衛施設局で田代福岡市港務局長と会談、「いま門司に揚陸している武器弾薬を福岡市近郊のブレイ基地に揚陸したい」という意向を示した。これに対して市は「博多港内は船舶が多く、危険だ。市民感情を刺激する」などを理由に直ちにことわった。ところが、米軍側は八月四日にもライト少佐が再度来訪して、軍用船の係留できる地点を教えてほしいと要請したが、市当局は武器弾薬用船舶に係留する目的ならば教えられるいと拒絶した。

「これとは別に、米軍から「博多湾中央ふ頭の一部分をいまより自由に使用してほしい」との文書が十一日運輸省港務局を通じて市に届いた。中央ふ頭の一部分は戦後、米軍が接収、朝鮮戦争当時は大いに利用されていた。いまもLSTのほか、月間数

隻の軍用船が接岸、食糧、雑貨、機械類を揚陸し、朝鮮に送っている。市当局は「いまより自由な使用」が、なにを意味するものか首をかしげている。阿部市長は「専用使用」を要求するものならば拒否する、と議会で答弁した。「このあと、同日午後十時前から開いた本会議の冒頭、六会派(自民党、明政会、清風会)以上保守、社会、共産、公明三党以上革新)がそろって共同提案した「米軍の博多港施設の一部専用および米軍用船の寄港に反対する」決議案を全員一致で可決、早速政府、米軍にこれを送り、地元強い反対を訴えることになった。その内容は、板付基地にC130輸送機が飛来して問題になったとき、今度の米軍申し入れは市民にさらに脅威と不安を与える。博多港に市が巨額の市費を投入したのは貿易港にするためだ。市民の平和を守るため、米軍の専用と戦時物資積載船の寄港に絶対反対する」という、こういう記事です。

それから、これに類するものとしては、やはり九月十六日の毎日新聞ですが、山口県の岩国港で、「米空母バリー・フォージ号(三八、〇〇〇トン)は米本國からF4Bフアントム戦闘機隊一個中隊、A4Cスカイホーク攻撃機隊一個中隊、合計三十五機、乗員など四百五十人乗せて十五日午後三時ごろ、米海兵隊岩国基地沖に入港、夕方から乗員の上陸と航空機の陸揚げを開始した。同基地から関係方面に何の通告もなかったため「覆面入港ではないか」と市民がさざなみはじめ、同夜岩国基地報道部に問い合わせたところ、午後十時、艦名、トン数、乗組員とともに移送してきた飛行機台数、乗員数などを発表した。同基地には本年七月すでにF4Bフアントム一個中隊と兵員三百人が到着しており、これでF4B二個中隊、A4Cスカイホーク一個中隊となり、同基地にいたF8Eクルーセーダー戦闘機隊一個中隊、地上整備中隊などを合わせ約千人となり、第十三飛行大隊を編成して同基地に常駐、これまで輸送、偵察などを主としていた岩国基地の性格は戦時攻撃基地に一変するものとみられている。こ

れまで艦船が入港する場合、二十四時間前に日本の関係方面に通告するルールを守っていただけに、こんどの空母入港は市民にショックを与えている。」と、こういう記事です。

それから、これは中国側なんかで非常に気にしているらしいのですが、この九月の初めに阿蘇山と高千穂の峰を結ぶ山岳地帯で自衛隊西部方面隊が大規模な山岳演習を行なっているわけなんです。それから五月の三十日でしたか、海上自衛隊が対馬で敵前上陸演習を行なった。これはみんな普通の新聞記事に出ているわけなんです。こういう事態に對して、これは日本の新聞に全部出ている記事だもんですから、それを相手方が気にすることは当然なんです、これに對して、中国側が北京放送で、そういう措置は結局、朝鮮、中国を、日本はアメリカに支えられて戦場に想定しているものであるというふうな非難をしているということなんです。そういう問題があるということを申し添えておきたいと思えます。

なお、この前、七月の下旬に、沖縄からB52が南ベトナムへ飛び立ちまして、これは日本でも大騒ぎになって、国会でも政府が遺憾であるというふうなことを言われたわけですが、現在板付空港ではB52の滑走路を建設中だそうなんです。ですから、いずれ、今度は九州板付からも飛び立つようなことが起こるのではないかと、いろいろ考えます。そういう背景にあるものとしては、七月の末、在日国民政府の大使館発行ですね、「中華週報」というのがありますが、これの七月二十六日号によりまして、ニューヨークの「ウォール・ストリート・ジャーナル」紙七月十三日付報道として「アメリカ国防総省が現に注意を向けているのは、中共軍との地上交戦ならびにアジアに別のいくつかの前線における戦争が発生するかどうかの問題」であると、「もしも、東南アジアの戦争がかなり急速に拡大した場合、第三戦線あるいは第二戦線がひらかれるかもしれない、一部軍事設計員は、三個師と若干の支援空軍で韓国再統一のころを準備していると伝えられる。——これが在日國府大使館の週

刊紙に報道されていた記事です。こういう考え方は、韓国の朴正熙大統領が五月十六日にアメリカを訪問してジョンソン大統領と会談したおりにも、AP通信の電報として、アメリカからも同様の報道が入っていることを付け加えておきます。

○伊藤道雄君 次に、一点だけお伺いしたいと思いますが、これは大平さんと高野さんお二方にお伺いしたいと思っています。

申し上げるまでもなく、朝鮮に南北二つの政府が存在しているという現状のもとでは、両政府と公平に接触することが望ましい、そして、経済なり文化、人事、こういうものの交流をはかることがきわめて適当ではなからうかと私は考えるわけですが、

なほまた、二点としては、このような両政府は、休戦協定によって一応停戦しておるとはいえ、交戦状態にある。この交戦状態にある一方の国とだけ条約を結ぶことは適切ではないと考えられるわけですが、また、考えようによっては、きわめて危険であるとも考えられる。こういう考え方を私は持つておるわけですが、高野さんと大平さん、それぞれの立場からの御意見を聞かせたい。

○公述人(大平善梧君) 現在、朝鮮に二つの政権がある。それが両方とも全朝鮮を支配する権能を持つていて政府であるというふうに考えている。いわゆる分裂国家の状態であるわけですが、その一方だけを承認し、それと外交関係を結ぶということが不合理であり、あるいは場合によっては危険だと考えられるかどうかという点だろろうと思うのであります。南北が統一して、その上で外交を結ぶということが自然であるというところは、これは言うまでもないのであります。しかし、現実にはその日を待つておれば、半永久的にそういう日は来ないだろうというふうに考えるとしたら、日本のナショナルインタレスト、いままでの密接な関係もあり、いろいろな関係からいたしまして、懸案も相当大部分解決すると、こういう

ところから私は日本の外交正常化に賛成するわけでありまして。したがって、その両者の関係は、ちょうど正統なる政府に反乱しているような事実上の地方的な政権があるような形に私はなると思っています。したがって、唯一合法の政府として日本が承認した韓国との間の外交関係ができるというのであります。

そこで、危険であるかどうかというところは、私は、その外交関係をつくったからだけ危険になるというふうに考えるよりも、世界の情勢、冷戦のこれから行方、特にアジアにおける力関係といふものが、危険にするかしないかということでありまして。その点につきまして私見もございしますが、大体におきまして先ほど久住さんがおっしゃったような関係が出てきて、それほど危険でないかもしれないというふうに考えるものであります。

○公述人(高野雄一君) 朝鮮に南北両国家ができて、そして日本が南の韓国と外交を樹立するわけでありまして。これは、先ほど私がちよつと申し述べましたことと関係しまして、二つの対立、あるいはその全体を包む世界の対立の中に日本としては一歩踏み込むこと、これは否定できないと思つてはいます。したがって、その二つの世界の対立といふことをほうっておけば、あるいは共産主義あるいは反共主義といふその国の体制は、それぞれその国の体制でよろしいと思つてございますけれども、その行き方は、やはりそれぞれの国家主義あるいは軍国主義といふものに、つながりやすいというところ、これは過去の経験からしても考えておかなければならぬことだろろうと思つて。

そこで、そういうような意味を持つ条約を、現在、統一を待つてからというのでは、いつになるかわからない。だから、結ぶにあたっては、その後の日本の外交の基本方針、それを、世界の政治、あるいは国連の中で、どのように貫いていくかといふことの、はつきりした考え、覚悟といふものを、この際国会を通じて、内外なり、国民に特に、まあ中固の国民に、親切に説得できるよ

うな行き方であることを条件としてのみ、この条約といふものが一つのプラス—プラスといふのは、それ自体として、隣国との外交を正常化し、友好関係を確立するといふことが、そのままプラスの面を持つておると思つて。

その条件と申すことにしまして、第二の点であります。先ほど申しましたことに關連して、たとえば北に対して、これを拒否するといふのはなくて、必要に応じて実質的な関係を持つていくといふことがそれでありまして、問題

は、世界全体、特に国連といふものに関するところ、また、国連について日韓両国が協力すると申しておられますが、その国連におけるやり方の問題が一つの当面の問題だと思つて。それに関して、たとえば、現在国連は、朝鮮休戦後ずっと、とにかく朝鮮問題を扱つておられますが、そこでも、南朝鮮だけではなく、北朝鮮も招いてやれという決議案が出て、いまだ北朝鮮を招くについては否決されておる。しかし一方、南朝鮮だけを招く、それは国連の線に沿つておるから……しかし、それもだんだん十年の間に動いておるのであります。

その最も片方の急進的なアメリカでも、北朝鮮を招請して、南とともに意見を聞いてこの問題を考えるといふこと、最近では、そういう決議案をアメリカでも出してゐる。ただし、現在の朝鮮における国連の目的を認めるといふことを条件として北朝鮮にも来てもらつて話を聞こう——しかしまだ、それが通ることにはなつておりません。

もう一つは、先ほど申しました一九五〇年にできた国連軍、一九五三年に休戦した国連軍といふものは、その当時においては、北朝鮮からの進撃を食い止めたといふことで役割りを果たしたことは私も十分に認めます。しかしながら、それ以上に、その後十年、十五年の間に、やはり歴史的に、国連も国際政治も動いていっている。当時、北と南に、東と西に分かれた国連といふものが、その後国際政治においても流動化してきておるとは、これはもう否定できない。私が見ますとこ

ろで、いろいろな国連の決議なんかを波及してみますと、まあ、アメリカなり、あるいはソ連なりあるいは国際政治の場においていふならば中共なり、それが、何か一つ非常に対立的、権力的な線を強く出して問題をまとめようとする、それに付いていかな、独自の立場を維持しようといふ国がふえてくる。それがある程度緩和することによって、より多数の国の支持を得られるという現象が、ここ十年くらいの間にたびたび見られます。

それから朝鮮問題に關する、朝鮮の国連軍をつくり、南朝鮮にのみ即してやつていく形の国連方式といふものについては、いまでも国連の毎年の総会で、なおそれは維持されておりますけれども、中共問題ほどまでは、まだいっておりませんけれども、その線のアメリカの考え方、国連に対するアプローチのしかたに対して、それに対して反対をする国、なかなか少くなく、非常にふえてきておる。そして共産圏の国の反対といふことはまた独自に、アジア非同盟系の国のみならず、なかなかカナダの国連総会における朝鮮問題のアプローチ、あるいは英連邦の国、カナダを中心とする動きなんかを見ても、一九五〇年代の国連軍あるいはそのときの国連決議のまま南北問題の打開をはかるというところは、必ずしも唯一の朝鮮問題の解決の方法ではない。それに

ついては、なお柔軟な方法を考える余地があるのだといふことは、何回かの国連総会でカナダの発言からも見られます。

そのように、一九五〇年代当時において役割りを果たした国連といふものと、その後の国連といふものは、やはり歴史的に動きがある。それで、そういう南朝鮮で戦つた国連軍といふことだけに基つかないで、その動きをとらえて、日本としても、またアメリカとも、あるいは自由諸国の国にも働きかけて、国連における外交あるいは日本の平和外交といふものに、もう少し独自の線が出し得るのではないか。それを相当はつきり打ち立てるといふことが、——この韓国との間の友好関係

の樹立、その点に關する限り、これはけつこうに
通いないんですけれども、同時に、そのことが、
南北の対立、それを組み入れているところの世界
の二つの対立というのに關して、その基盤の上
で持つ不安な点、危険な点というものを、そうい
うような行き方が初めて克服する意味を持つ。そ
ういふ条件のもとにおいてのみ、初めて日韓条約
は受け入れてもいいというところに到達するの
ではないか。そのような条件が、日本の現在の政
権のもとにおける政治及び外交の中に、必ずしも
十分に国会の討論を通じて、汲み取れないよう
に、なお不十分であつたように、私は印象を持っ
ております。私の考え方はそういうことです。

(拍手)

○中村英男君 公述人の方が非常にお疲れでござ
いますから、ごく簡単に二点ほど伺いたいと思
います。

きよりの公述の中で、直接国民に、あすの日か
ら、批准されたら關係のある漁業問題が出てこな
かつたのは非常に残念でしたが、これは宮崎公述
人にお伺いしたいのですが、御承知のように、韓
国のほうは農水産業が主で、工業化されておら
ません。ことに、電気も地下資源も不足しておる。
戦後の状態を見ましても、経済の再建、工業の再
建というものが非常にむずかしい。かりに五カ年
計画が成功いたしましても、できるものは基幹
産業ではなくして、まあ雑貨ではないかと、こゝ
私ども思っております。そうすると、向こうの資
金は安い、コストも低い、その製品が日本に逆輸
入される、こうなると、日本の中小企業に大きな
影響を及ぼさないかどうか、私どもは心配してお
ります。

もう一つは、日本が経済援助をしますと、水
産と農業、ことに農業では、米の生産は高まるで
しょう。従来の自民党の政府の政策では、米をば
かにした政策をやつておるものだから、去年か
らことしあたり端境期に非常に困つておるの
すがね。米の増産をすると、買つてやらぬと韓
国は困るでしょう。買つと、日本の農民は困るの

昭和四十年十二月三日印刷

です。こういう競争が起こる。水産なんかは非常
に顕著な例ですが、キロ六百円のスルメが三百円
になる、ブリはキロ二百円が百三十円になる、そ
の他の大衆魚にしても、少なくとも、生産が増強
されましたら、こちらに輸入されることは当然で
す。これは鮮魚だけでなくして、かん詰めなん
かもそうでしょう。そうすると、日本の漁民と中
小企業者との競争が起こるのです。あるいは、お話
の中には、それは流通機構を整備したらいじや
ないかという御意見があるかも知れぬが、ノリ
の例を考えてみると、日本がノリの生産を指導を
して、食うことを教えたから、日本が買わん
かつたら困るのが現状なんです。毎年もめてい
るんです。一枚一円ぐらいのやつを思買いをして
——これはノリ業者じゃないんです。一枚一円
ぐらいのを思買いをして日本に持つてきて、それ
を幾らで買つか、八円ぐらいで買つてくれ——そ
うすると、日本の生産者は困るわけですね。こうい
う一つの事例を見ても、流通機構を整備すればよ
ろしいじゃないかという前提がなかなか確立しな
いものです。日本の政治の姿では、こういう事情
ですから、漁民も、農民も、中小企業者も、貿易の
競争によって非常に困る事態が予想されるが、そ
ういふ点は御心配はありませんかどうかというこ
とを聞きたい。ごく簡単にけつこうです。

○公述人(宮崎善義君) お答えします。

もう私も疲れましたので……。私が先刻申し述
べました意見を申し上げましたことは、一市民と
しての意見でございまして、あなたの御質問に対
しまして、私は政治家でもございませぬし、この
ことは申しわけないのでございしますが、国会審議
のグラウンドで自民党の方々にお聞きしていただ
きたいと思ひます。

○中村英男君 もう一点。

これは私も、うっかりして、どなたの公述か、
ちよつと忘れましたが、国内法があるが、国際法
が優先するから李ラインの安全操業はだいいじや
うぶだという手放しの樂觀論でしたが、しかし、漁
民の中には、必ずしもそれを樂觀してないという

昭和四十年十二月四日発行

ようなことがありますから一言お伺いしますが、
これはまあ御承知のように、漁業の後進国は、こ
れは魚族の保護主義、それから先進国は略奪主義
なんです。今度の交渉なり、条約の経過を見て
みると、そういう略奪主義と保護主義との調和と
いいますか、そういうようなのが十分とれてない
のです。ことばをかえて言うてみると、魚族の保
護というものが講ぜられていないのです。そう
すると、当然にこれは乱獲という問題が出てくる
のです。話のように、李ラインが、かりに国際法
が優先するから、なくなつたといひましたも、
おそろく韓国は、漁業については後進国です。か
ら、魚族の保護法は改正しないでしょう。そうす
ると、日本の漁船が入つてくるですね。旗国主義で
すから、向こうは、いままでみだりに拿捕して、
かつて釜山にぶち込むというところはないでし
ょうけれども、非常な紛糾が起きて、やつかい
になるといふことは事実だ。そういう点で、手放し
で喜んでいいかどうかという点について御説明
願ひたい。

公述人の中で、国内法よりは国際
法が優先するから李ラインは安全であるという御
意見を聞かれたが、公述の方なんです、
ちよつと忘れましたが……。久住さんでしたか
な、大平さんだったか、だれだったか、そういう
意見があつたわけだ。どなたか、そういう御意見
がありましたから聞いたので、なかつたら、けつ
こうです。

○公述人(中保与作君) いまのお話の、国際法が
国内法に優先するという話は、私は申し上げませ
んでしたけれども。

○中村英男君 いやいや、あなたではない。どな
たか……。

○公述人(中保与作君) まあ、日韓両国の漁船が
入り得るのは共同規制水域でございしますが、そ
の中では、魚族保護の立場から、ちゃんと魚獲量
を明示しておるのでございまして、乱獲の危険は
絶対にございませぬ。それに対して違反するもの
があれば、当然、お話の旗国主義に基づいて、そ
の船の属する国が裁判管轄権を持つてゐることも

御承知のとおりでございします。
○委員長(寺尾豊君) 公述人に対する質疑は、こ
の程度にいたしたいと存じますが、御異議ござい
せんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。
ごあいさつ申し上げます。

公述人の各位に、一言、委員会を代表いたしま
して、お礼を申し上げます。きわめて貴重な御意
見をお述べいただき、まことにありがとうございます。
これをもって公聴会を終了いたします。(拍手)

午後五時四十二分散会

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局